

令和3年第1回常陸太田市議会定例会会議録

令和3年3月2日（火）

議事日程（第1号）

令和3年3月2日午前10時開議

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 施政方針説明
- 日程第 3 報告第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度常陸太田市一般会計補正予算（第7号））
- 日程第 4 議案第 1 号 常陸太田市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正について
- 議案第 2 号 常陸太田市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 議案第 3 号 常陸太田市財産の交換・譲与・無償貸付等に関する条例の一部改正について
- 議案第 4 号 常陸太田市国民健康保険条例の一部改正について
- 議案第 5 号 常陸太田市介護保険条例の一部改正について
- 議案第 6 号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理について
- 議案第 7 号 常陸太田市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第 8 号 常陸太田市火災予防条例の一部改正について
- 議案第 9 号 常陸太田市公民館の設置及び管理等に関する条例の一部改正について
- 議案第 10号 常陸太田市地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第 11号 常陸太田市ふるさと歴史民俗伝承館の設置及び管理に関する条例等の廃止について
- 議案第 12号 常陸太田市梨木平山村広場の設置及び管理に関する条例の廃止について
- 議案第 13号 常陸太田市里美カントリー牧場、里美温泉保養センター及び総合交流ターミナルに係る指定管理者の指定について
- 議案第 14号 常陸太田市デジタル防災行政無線（同報系）システム整備工事請負契約について
- 議案第 15号 常陸太田市道路線の廃止について
- 日程第 5 議案第 16号 令和2年度常陸太田市一般会計補正予算（第8号）について

議案第17号 令和2年度常陸太田市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について

議案第18号 令和2年度常陸太田市介護保険特別会計補正予算（第3号）について

議案第19号 令和2年度常陸太田市下水道事業等会計補正予算（第3号）について

日程第 6 議案第20号 令和3年度常陸太田市一般会計予算について

議案第21号 令和3年度常陸太田市国民健康保険特別会計予算について

議案第22号 令和3年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計予算について

議案第23号 令和3年度常陸太田市介護保険特別会計予算について

議案第24号 令和3年度常陸太田市水道事業会計予算について

議案第25号 令和3年度常陸太田市工業用水道事業会計予算について

議案第26号 令和3年度常陸太田市簡易水道事業会計予算について

議案第27号 令和3年度常陸太田市下水道事業等会計予算について

本日の会議に付した事件

日程第 1 会期の決定

日程第 2 施政方針説明

日程第 3 報告第1号（報告案件説明）

日程第 4 議案第1号ないし議案第15号（一括上程・提案理由説明）

日程第 5 議案第16号ないし議案第19号（一括上程・提案理由説明）

日程第 6 議案第20号ないし議案第27号（一括上程・提案理由説明）

出席議員

14番	川 又 照 雄 議 長	5番	藤 田 謙 二 副議長
1番	森 山 一 政 議 員	2番	小 室 信 隆 議 員
3番	菊 池 勝 美 議 員	4番	諏 訪 一 則 議 員
6番	深 谷 涉 議 員	7番	平 山 晶 邦 議 員
8番	益 子 慎 哉 議 員	9番	菊 池 伸 也 議 員
10番	深 谷 秀 峰 議 員	11番	高 星 勝 幸 議 員
12番	成 井 小 太 郎 議 員	13番	茅 根 猛 議 員
15番	後 藤 守 議 員	16番	黒 沢 義 久 議 員
17番	高 木 将 議 員	18番	宇 野 隆 子 議 員

説明のため出席した者

大久保 太 一 市 長 宮 田 達 夫 副 市 長

石川 八千代 教 育 長	加 瀬 智 明 政策推進室理事兼 ワクチン接種推進室長
綿 引 誠 二 総 務 部 長	岡 部 光 洋 企 画 部 長
鈴 木 淳 市 民 生 活 部 長	柴 田 道 彰 保 健 福 祉 部 長
根 本 勝 則 農 政 部 長	小 瀧 孝 男 商 工 観 光 部 長
古 内 宏 建 設 部 長	磯 野 初 郎 会 計 管 理 者
畠 山 卓 也 上 下 水 道 部 長	宇 野 智 明 消 防 長
武 藤 範 幸 教 育 部 長	榊 一 行 農 業 委 員 会 事 務 局 長
岡 田 和 也 秘 書 課 長	中 野 亘 総 務 部 次 長 兼 総 務 課 長
江 幡 治 監 査 委 員	

事務局職員出席者

笹 川 雅 之 事 務 局 長	富 田 弘 明 次 長 兼 議 事 係 長
小 林 博 則 総 務 係 長	

午前10時開会

○川又照雄議長 おはようございます。

ご報告いたします。

ただいま出席議員は18名であります。

よって、定足数に達しております。

これより令和3年第1回常陸太田市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○川又照雄議長 会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員には、会議規則第88条の規定により

9番 菊池伸也議員 10番 深谷秀峰議員
の両名を指名いたします。

諸般の報告

○川又照雄議長 諸般の報告を行います。

初めに、議長会の経過についてご報告いたします。全国市議会議長会が書面会議により開催されました。会議内容については、お手元に配付いたしました印刷物によりご承知願います。

次に、茨城県市議会議長会第2回議員研修会の議員派遣を令和2年12月議会で議決いたしておりましたが、1月21日の全員協議会において報告がありましたとおりでございます。

次に、「地方自治法」第122条の規定により、令和2年事務に関する説明書が配付されてお

りますとおりに提出されておりますので、ご報告いたします。

次に、「地方自治法」第180条第1項の規定による専決処分の報告書が別紙のとおり提出されておりますので、ご報告いたします。

次に、監査委員から、令和2年12月及び令和3年1月、2月の例月現金出納検査の結果について、報告書が別紙の写しのとおり提出されておりますので、ご報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、「地方自治法」第121条の規定により、提出議案説明のため、次の者を議場に出席するよう要求いたしましたので、ご報告いたします。

市 長	大久保 太 一 君	副 市 長	宮 田 達 夫 君
教 育 長	石 川 八千代 君	政策推進室理事兼 ワクチン接種推進室長	加 瀬 智 明 君
総 務 部 長	綿 引 誠 二 君	企 画 部 長	岡 部 光 洋 君
市民生活部長	鈴 木 淳 君	保健福祉部長	柴 田 道 彰 君
農 政 部 長	根 本 勝 則 君	商工観光部長	小 瀧 孝 男 君
建 設 部 長	古 内 宏 君	会 計 管 理 者	磯 野 初 郎 君
上下水道部長	畠 山 卓 也 君	消 防 長	宇 野 智 明 君
教 育 部 長	武 藤 範 幸 君	農業委員会事務局長	榊 一 行 君
秘 書 課 長	岡 田 和 也 君	総務部次長兼総務課長	中 野 亘 君
監 査 委 員	江 幡 治 君		

以上、19名でございます。

○川又照雄議長 本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

日程第1 会期の決定

○川又照雄議長 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、お手元に配付いたしました会期予定表のとおり、本日から3月19日まで18日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川又照雄議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月19日まで18日間と決定いたしました。

日程第2 施政方針説明

○川又照雄議長 次、日程第2、令和3年度施政方針について、市長より説明を求めます。
市長。

〔大久保太一市長 登壇〕

○大久保太一市長 皆様、おはようございます。令和3年第1回の市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご出席を賜りまして、心から御礼を申し上げます。

令和3年度の予算及び関係諸議案のご審議をお願いするに当たり、私の施政運営に対する基本的な考えと新年度における施策の概要を申し上げ、議員各位並びに市民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

お手元の令和3年度施政方針をご覧ください。

昨年は新型コロナウイルス感染症が世界中で猛威を振るい、国内においても感染拡大が止まらず、4月には国の緊急事態宣言の発令によります外出自粛や休業要請、小中学校等の臨時休校、そして、様々な会合や催し事、イベント等が中心になるなど自粛を余儀なくされ、全ての行動に感染症対策を伴う新しい生活様式が求められた1年でした。また、年末年始の人の移動や集まりなどを機に全国的に感染が急速に拡大をし、国は1月7日、11都府県につきまして緊急事態宣言の再発令を行っていましたが、首都圏の一部、1都3県を除きます6府県につきまして、新規感染者数の減少等に伴い、2月末をもって緊急事態宣言を解除しております。

茨城県におきましても、1月18日から2月7日まで発令をしておりました県独自の緊急事態宣言につきまして、2月末まで再延長としておりましたが、県民の皆様の不要不急の外出自粛や営業時間の短縮要請等へのご理解、ご協力等によりまして、新規感染者数や入院病床の稼働率が独自基準のステージ2に移行したことなどから、2月23日に解除されたところでございます。

市民の皆様をはじめ事業者等の皆様には、先行きが見えない中、大変窮屈な、そして不安を感じながら日々の生活を送られておりますこと、憂慮すべき事態と大変重く受け止めているところでございますが、ワクチンの接種が相当数進むまでは収束の方向に向かわないと認識をしているところでございます。

これまで市民の皆様を安全安心を第一に、感染拡大防止策や市民生活支援、事業所支援など、国や県の施策に合わせまして、市独自の上乘せ支援を行いながら各種施策を講じてきたところでございますが、新年度も引き続き、感染拡大防止対策について、より一層の強化を図りながら、各施策に取り組んでまいります。

また、市民へのワクチン接種につきましては、新型コロナワクチン接種推進本部及び接種推進室におきまして、事前準備等を進めてきたところでございますが、3月中旬以降、第1弾といたしまして、高齢者の皆様への接種券等の発送を行ってまいります。引き続き、市民へのワクチン接種が円滑に、そして安全に実施できますよう、国、県、医師会など関係機関と緊密に連携をし、万全を期してまいりますので、議員の皆様、そして市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

さて、我が国の経済情勢を見ますと、内閣府が発表いたしました2月の月例経済報告では、景気は新型コロナウイルス感染症の影響により依然として厳しい状況にある中、持ち直しの動きが続いているものの一部に弱さが見られるとされており、先行きについては、緊急事態宣言の解除後も感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを引き上げていく中で、各種施策の効

果や海外経済の改善が期待される一方で、内外の感染拡大による急激な為替変動など、下振れリスクの高まりに十分注意する必要があるとしております。

本市におきましては、第6次総合計画、前期基本計画の総仕上げの年度となりますことから、それらに位置づけられます重点施策及び第2期のまち・ひと・しごと創生総合戦略、少子化・人口減少対策アクションプランに位置づけられます重点的施策の着実な推進と、ポストコロナ時代を見据えた新たな日常の実現に向けた各種施策を推進し、引き続き、本市の目指す将来像「幸せを感じ、暮らし続けたいと思うまち常陸太田」の実現を目指してまいります。

また、コロナ禍におきましても市の業務が滞ることなく、限られた資源や人員で持続的に質の高いサービスを提供していくために、政府が提唱いたしますデジタル・ガバメントを推進し、行政手続のオンライン化やAI、マイナンバー制度等の利用促進など、新たな行政デジタル化の構築等が不可欠でありまして、加えて、公共施設マネジメントの推進によります施設の集約、複合化、廃止など、時代に即した取組を進めまして、刻々と変化する社会経済情勢や複雑多様化する市民ニーズに、柔軟かつスピード感を持って対応していかなければならないと考えております。

以上、市政運営に当たり、基本的な考え方を述べさせていただきました。

続きまして、令和3年度当初予算の概要を申し上げます。

新年度の予算編成に当たりましては、市の財政状況が厳しさを増す中、事業の集中と選択を基本として、本市の重点施策であります少子化・人口減少対策、東部土地区画整理事業、市道0139号線整備などについて、引き続き、優先的に予算を確保したところであります。

また、清掃センターの長寿命化工事や水府小中学校新体育館整備など、大型ハード事業等の完了に伴い減となる一方で、企業会計への繰出金や障害者福祉事業、小中学校ICT教育環境整備などの事業費が増加することに対応するため、事業の優先度による先送りや新型コロナウイルス感染症の影響により現時点において実施が不透明な事業予算につきましては、補正予算等で対応するなど当初予算から除外をいたしまして、メリハリのある予算編成といたしました。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、市税が今年度予算額と比較をいたしまして、4億円の減額を見込む中で、不足する財源につきましては、各基金を活用することで必要額を確保したところでございます。

続きまして、主要な施策について、第6次総合計画、前期基本計画の基本目標に沿ってご説明を申し上げます。

初めに、「安心して働くことのできる仕事の場づくり」であります。

まず、働く機会の創出といたしましては、引き続き、東部土地区画整理事業用地や工業団地、学校跡地等への企業誘致に積極的に取り組むほか、地方でのテレワークを可能にする環境整備のため、新たにテレワークのための設備を整えた民間施設等の改修について補助するほか、UIJターン者等の起業創業支援、市民雇用奨励金の交付、合同就職面接会の開催、企業ガイドブックの作成等によりまして、市内就業の機会創出を図ってまいります。

また、地域農業の担い手であります認定農業者や新規就農者等への経営確立に向けた農業次世代人材投資資金の活用、住居、機械設備等の取得など、総合的な就農支援を行ってまいります。

農林業の振興といたしましては、小目地区の圃場整備事業及びふるさと農道整備事業のほか、久米地区の圃場整備事業の実施に向けた現地調査、計画検討など、引き続き農業基盤整備の促進を図りますとともに、農地中間管理事業を活用した農地の集約・集積や、米、常陸秋そば、果樹等の高品質化、消費者ニーズに即した6次産業化、並びに、道の駅ひたちおおたを中心とした農林畜産物及び加工品等の販売、流通拡大や有利販売への支援を進めてまいります。

また、中山間地域等直接支払交付金及び多面的機能支払交付金を活用した地域の共同活動や、市捕獲隊、猟友会と連携したイノシシ等有害鳥獣による農作物への被害防止対策を行いまして、農村環境の保全に努めてまいります。

さらに、畜産農家の経営安定化や生産性向上への支援を行うとともに、新たな特産品であります常陸太田市産チーズの販路確保あるいはブランド化を進め、地域産業の振興を図ってまいります。

林業におきましては、森林の適切な管理を行うため、森林環境譲与税を財源とする森林管理制度や県の森林湖沼環境税等を活用し、森林整備や普及啓発、木材利用等を推進してまいります。

商工業の振興といたしましては、コロナ禍において低迷する市内の消費を喚起するため、引き続き、プレミアム付商品券事業に取り組んでまいります。また、中小企業に対しましては、積極的な企業活動を支援するため、経営革新計画の認定を受けた新たな取組への補助のほか、コロナ禍にあっても販路拡大などに取り組む企業への補助など、引き続き、経営基盤の強化が図られるよう支援してまいります。

観光の振興といたしましては、新型コロナウイルス感染症の状況を注視しながら、団体旅行を催行した旅行会社あるいは観光レンタカー利用者への助成、プレミアム付旅行券の発行など、関係機関と連携しまして誘客を図るとともに、奥久慈グリーンラインの開通やサイクリングキャンプなど、自然を生かしたアウトドア観光需要等を見据え、水府、里美地区の観光施設等の見直しやリニューアル計画等を策定いたしまして、交流人口拡大を促進してまいります。

次に、「夢を育み、健やかに生きるひとづくり」であります。

まず、子育てへの支援といたしましては、引き続き、ゼロ歳から2歳児における保育料の半額軽減及び第3子以降の保育料の無償化、幼稚園、保育園、こども園の3歳児以上の給食費の無償化、小中学校給食費の半額軽減を実施してまいります。また、引き続き、昨年度から実施しております小学校入学児童に対しまして、入学祝い品として学校指定の体操服セットの給付により、子育て世帯への経済的負担を軽減してまいります。

妊娠、出産、育児の切れ目のない支援といたしましては、子育て世代包括支援センターを分庁舎1階に設置し、母子保健や児童福祉に関する業務を集約するとともに、妊娠期から子育て期における相談、情報提供窓口のワンストップ化を図ってまいります。また、新型コロナウイルス感染症拡大と季節性インフルエンザとの同時流行等を考慮いたしまして、小児のインフルエンザ予防接種助成を増額し、ワクチン接種率の向上に努めてまいります。

保育環境の充実といたしましては、さとみこども園空調設備の改修を行い、過ごしやすい環境の整備に努めてまいります。

豊かな心の育成といたしましては、各学校において児童生徒が自他のよさを認め合い、思いやりと命を大切にすることを育んでいくために、本市教育の柱である心の教育を基盤とした学校教育を基本に、生きる力を確実に育む「夢育」を推進し、郷土への愛着や誇りを持ち、心豊かな児童生徒の育成を進めてまいります。

魅力ある学校づくりといたしましては、主体的、対話的で深い学びの事業の実践によります活力ある学校づくりを進めるとともに、教育環境の整備といたしまして、水府小中学校の新体育館が3月9日に竣工となり、令和3年度は引き続き、旧体育館の解体及びグラウンド等の整備を進めてまいります。

また、峰山中学校区並びに金砂郷中学校区の小学校統合につきましては、学校、保護者、地域の皆様と連携を図りながら、令和4年4月に分離型の小中一貫教育校として開校を目指してまいります。さらに、児童生徒1人1台のタブレットによります学びがより効果的となるよう、全小中学校に民間のICT支援員を派遣するとともに、引き続き、小中学校へのALTの配置やAIを活用した英語教育充実プロジェクトに取り組んでまいります。

多様な学習機会、地域人材の育成支援といたしまして、地域資源や地域人材を生かし、市民ニーズや時代に即した学習機会の提供など、多種多様な講座の開催に取り組んでまいります。また、図書資料や読書活動の拡充を図るとともに、新たに始めた図書の宅配サービスのさらなる充実を進めてまいります。

地域文化活動への支援といたしましては、市民が主体となった様々な芸術文化活動を支援するとともに、市民交流センター等の文化施設の環境改善によります市民活動の創出、あるいは文化財、地域の伝統文化、歴史資源等の保存、継承活用を進めてまいります。

スポーツレクリエーションへの支援といたしましては、市民が年齢や体力に応じたスポーツレクリエーション活動に積極的に参加をし、運動習慣の定着化を図るため、継続してグラウンドゴルフやラジオ体操等の普及を促進するとともに、シルバーリハビリ体操指導士、スクエアステップ指導者の増員を図り、市内全域の健康体操の浸透を進めてまいります。

また、幼児期子どもたちを対象とした発育発達の特性に合った運動遊び教室を開催いたしまして、体力、運動能力の向上を図るとともに、スポーツに親しむ習慣や意欲を育ててまいります。

さらに、市民のスポーツ活動の拠点であります山吹運動公園内の市民体育館につきましては、子どもから高齢者までの誰もが利用できるユニバーサルデザインに配慮した新たな体育館として整備をするため、基本設計の策定を進めてまいります。

健康づくりへの支援といたしましては、疾病の抑制に向け、コロナ禍における適切な集団検診や医療機関における乳がん、子宮がんの婦人科検診、若年層の生活習慣病予防健診の充実など疾病の早期発見に努めますとともに、保健推進員等と連携をしまして、積極的に受診奨励をしております。さらに、後期高齢者の健診時などに新たな質問票を取り入れまして、高齢者の健康状態を総合的に把握し、フレイルへの対策を進めてまいります。また、国民健康保険制度の財政健全化を図りますために、引き続き、財源確保に向けた検討を行ってまいります。

地域の支え合いの支援といたしましては、地域福祉の中核的な担い手であります民生委員・児

童委員の活動を支援するとともに、住み慣れた地域で、高齢者、障がい者、子どもや生活困窮者など、全ての人が安心して自分らしく暮らせるまちの実現を目指しまして、各種支援策を進めるとともに、市社会福祉協議会と連携をしながら、地域福祉の増進を図ってまいります。また、被保護世帯の中学生を対象に実施しております学習生活支援教室につきましても、引き続き実施をしております。さらに、第6期の障害福祉計画、第2期障害児福祉計画を策定し、サービスの提供体制の確保、あるいは支援体制の充実に努めてまいります。

高齢者福祉及び介護保険につきましては、新たに策定いたしました第8期の高齢者福祉計画に基づき、医療や介護、生活支援、福祉サービスが一体的に提供される地域包括ケアシステムの充実に努めるとともに、特に、増加が見込まれる認知症への早期に向けた支援体制を整備して、高齢者のニーズに応じたサービスの提供に努めてまいります。

結婚支援といたしましては、県のいばらき出会いサポートセンターが構築をしたAIマッチングシステムとの連携や市主催のオンラインによるイベント、セミナーなどの各種事業を進めまして、出会いやマッチングの向上を図ってまいります。また、市内の企業や事業者等の協力によりまして、昨年立ち上げました結婚推進ネットワークを活用しながら出会いの場を創出し、成婚率の向上を図ってまいります。

移住定住の促進につきましては、本市への移住を促すため、引き続き、お試し居住の利用促進を図るとともに、空き家・空き地バンク制度を充実させるため、各地域における物件の情報収集を強化し、登録物件の拡充を図ってまいります。また、若い世代の転入、定住を促進するために、新婚家庭家賃助成、住宅取得促進助成、民間賃貸住宅への助成を実施してまいります。さらに、ワーケーション事業の推進を図り、新たな働き方を提供する中で、関係人口の拡大や本市への移住につなげてまいります。

地域活動への支援といたしましては、地域活動の拠点となります集会施設の整備費補助金の拡充を図るとともに、町会や地域の各種団体が連携しながら自治活動を行う地域コミュニティの設立について、引き続き、地域の理解を得ながら推進してまいります。

次に、「暮らしやすく楽しむことのできるまちづくり」であります。

まず、犯罪のないまちづくりといたしましては、犯罪抑止のため、引き続き防犯灯の整備を進めるとともに、地域の防犯団体や関係機関と連携をした防犯意識の啓発を図ってまいります。また、管理不全の空き家等が年々増加をしておりますことから、関係機関と情報を共有し、空き家等の有効活用を含めた適正な管理体制の充実等を図ってまいります。

災害に強いまちづくりにつきましては、近年の集中豪雨等による想定外の災害に備えるため、国におけます久慈川緊急治水対策プロジェクトによります多重防御治水の推進や市の減災に向けたさらなる取組の推進に関し、自主防災組織や国、県等の関係機関と連携を図るとともに、災害対策本部機能及び災害時職員初動体制等の強化に努めてまいります。また、災害時の情報伝達手段の強化を図りますために、継続して防災行政無線のデジタル化を進めてまいります。

原子力災害対策につきましては、感染症対策を施した上で、避難先市町村に協力をいただきながら広域避難訓練を実施してまいります。

医療体制の整備につきましては、新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえ、引き続き市医師会、医療機関と連携協力を図りながら、ワクチン接種及びPCR検査等、感染防止対策を進めてまいります。また、周産期及び婦人科に従事する医師確保や看護師不足の解消のために中核病院等への補助を行うとともに、引き続き、子ども夜間診療において子育て世帯等の夜間診療体制の充実を図ります。

消防体制につきましては、緊急搬送の安全を確保し、迅速かつ的確な救命処置を行うとともに、南消防署の高規格救急自動車及び高度救命処置資機材の更新を行い、さらなる救命率の向上に努めてまいります。また、消防水利の充実強化を図るため、防火水槽の設置を進めてまいります。

交通安全対策といたしましては、地域や関係機関と連携をしながら、引き続き交通安全意識の高揚を図るとともに、ブレーキペダル踏み間違い防止装置の設置費用への補助について、対象年齢を75歳以上から65歳以上に拡充をしまして、高齢ドライバーによる交通事故の抑制を強化してまいります。

安全な消費生活の支援といたしましては、特殊詐欺や悪質商法等の被害を未然に防ぐため、関係機関と連携し、啓発活動、そして、相談体制の充実を図ってまいります。

良好で魅力ある市街地の整備といたしましては、現在進めております東部土地区画整理事業におきまして、盛土工事と並行し、インフラ整備を進めております。今後、買物環境の改善や雇用の場の確保と併せまして、若者の定住や交流人口の拡大を図るため、大型商業施設や業務施設などを立地誘導し、魅力ある市街地づくりを行ってまいります。

公共交通につきましては、効率的かつ市民にとって利便性の高い公共交通となるよう、路線バスや乗合タクシーなどの利用状況の分析を進めるとともに、地域の特性や市民ニーズを的確に捉え、将来にわたり持続可能な公共交通の体系を構築してまいります。

道路の整備につきましては、市民生活の利便性向上と安全安心の確保、物流の効率化による生産性の向上等を図りますため、国、県など関係機関と連携をしまして、国道293号、常陸太田東バイパス、県道常陸那珂港山方線などの幹線道路について、引き続き、国・県道の整備促進を進めてまいります。特に、市道0139号線につきましては、県からの技術的支援を受けながら、幡町から日立市までの区間を日立市とも連携を図り、整備を進めてまいります。また、生活道路の整備につきましては、新宿天神林線等の整備や橋梁長寿命化対策を継続するとともに、市民生活の利便性の向上や防災対策などの観点から、道路の環境整備に努めてまいります。

上下水道の整備につきましては、災害等を含む緊急時においても安全安心な水道水を安定して供給するため、老朽化の進む水道施設の更新や東部土地区画整理事業と併せた配水管新設工事、及び、仮称ではありますが、北沢トンネル工事と併せた送水管新設工事等を進めるとともに、引き続き公共下水道等の普及を図ってまいります。

自然及び生活環境の保全といたしましては、ごみ排出量の削減とリサイクル率の向上を図るため、資源ごみの回収を継続するとともに、政府が目指します脱炭素社会実現への取組や省エネルギー機器等の導入、再生可能エネルギーの普及等を継続して推進してまいります。

また、不法投棄対策といたしましては、昨年より県北地域で多発しておりますことから、茨城

県及び隣接市町村と連携をしながら取り組んでまいります。

最後に、計画の推進のためにであります。

まず、広報活動といたしまして、引き続き、広報紙お知らせ版で市民へ情報提供をしますとともに、市内外の多くの方にも市の情報や魅力を広く伝えるため、ホームページやフェイスブック、ツイッターなどのSNS、さらにマスメディアなどの各種広報媒体を活用しまして、より効果的かつ戦略的な情報発信を図ってまいります。

姉妹都市等との交流につきましては、新型コロナウイルス感染拡大の収束が見えない状況でありますことから、市民交流団派遣事業等の実施につきましては適切に判断をしておりますとともに、引き続き、各都市との友好関係の絆を深められるよう協議を進めてまいります。なお、中国余姚市との中学生の派遣及び受入れ事業につきましては、見合せをすることといたしました。

自主性・自立性の高い行財政運営といたしましては、将来にわたり持続可能な行財政の経営基盤を確立するため策定いたしました行政改革大綱に基づき、効果的、効率的な行政経営、自主的、自立性の高い財政運営を基本として、行政組織の柔軟性、機動性を向上させるとともに、デジタル技術の活用により事務の効率化やPDCAマネジメントサイクルの充実、事務事業の整理合理化、予算編成との連携強化等を図ってまいります。また、引き続き、市税や保険料などの徴収率向上に努めるほか、公営企業及び第3セクターの経営の健全化に努めてまいります。

公共施設の適正管理の推進につきましては、公共施設等総合管理計画及び公共施設等再配置計画に基づき、将来世代への負担を残すことなく、施設の耐用期限が短い施設から優先的に取り組み、よりよい公共施設の在り方、財政の健全化に向けまして、市民の皆様と合意形成を図りながら進めてまいります。

また、市営住宅17棟22戸及びふるさと歴史民俗伝承館、桃源駐車場南側のトイレ棟の解体工事、し尿処理中継所及び旧水府幼稚園等の解体設計を行ってまいります。

以上、令和3年度に臨むに当たりまして、施政方針を申し上げます。

令和の新しい時代、少子化・人口減少が進行し、国難とも言わざるを得ないコロナ禍におきましては、本市を取り巻く環境はさらに厳しい状況になることが予想されますが、その先の未来を見据えながら、新世代を担う子どもたちが誇れる持続可能なまちを目指さなければなりません。

私の4期目の任期は5月21日までとなりますが、残された期間、新型コロナウイルス感染防止対策と地域経済の回復、そして、市民の皆様のお安全安心の確保に全力を尽くしてまいりたいと考えております。どうか議員各位をはじめ、市民の皆様により一層のご理解とご協力を重ねてお願いを申し上げます。

最後になりますが、本定例会に提案をさせていただきます案件でございますが、専決処分の報告1件、条例の一部改正10件、条例の廃止2件、公の施設に関わる指定管理者の指定1件、工事請負契約1件、市道路線の廃止1件、令和2年度補正予算4件、令和3年度当初予算8件、合わせまして28件でございます。なお、今会期中に、人事案件2件を追加提案する予定でございます。

各議案の提案理由につきましては、議題となりましたときに、副市長及び担当部長よりご説明

をさせていただきますので、慎重なるご審議の上、原案のとおり可決、ご同意を賜りますようお願いを申し上げ、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○川又照雄議長 説明は終わりました。

日程第3 報告第1号

○川又照雄議長 次、日程第3、報告第1号専決処分の承認を求めることについて、令和2年度常陸太田市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

報告案件の説明を求めます。副市長。

〔宮田達夫副市長 登壇〕

○宮田達夫副市長 提案者に代わりまして、ご説明いたします。

議案書の1ページをお開き願います。

報告第1号は、専決処分の承認を求めることについてでございます。

2ページに専決処分書の写しがございますが、新型コロナウイルスワクチン接種体制を迅速に確保するため、令和2年度常陸太田市一般会計補正予算（第7号）を本年2月3日付で専決処分させていただきました。

補正内容につきましては、恐れ入りますが、4ページをお開き願います。

第1条で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,402万9,000円を追加し、総額を326億8,363万4,000円としたものでございます。

第2条で債務負担行為の補正を行っております。詳細につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

恐れ入りますが、10ページをお開き願います。

歳入でございます。

15款国庫支出金の補正につきましては、右側、説明の欄の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金1,402万9,000円を歳出予算の財源として追加したものでございます。

歳入は以上でございます。

11ページをお開き願います。

歳出でございます。

4款1項2目予防費でございます。

1節報酬から8節旅費までの補正につきましては、事務を補助する会計年度任用職員の人件費として、合わせまして37万2,000円を追加いたしました。

10節需用費及び11節役務費の補正につきましては、市民への案内チラシ等の作成及び郵便料等の事務費として、合わせまして264万2,000円を追加いたしました。

12節委託料の補正につきましては、ワクチン接種券の作成及び市民からの問合せや予約の受付を行うコールセンターの設置並びにワクチン接種の周知を図るための広報紙作成等の委託料として、合わせまして1,098万4,000円を追加いたしました。

17節備品購入費の補正につきましては、事務用電話機4台を購入する費用として3万1,000

0円を追加したものでございます。

歳出は以上でございます。

恐れ入りますが、7ページにお戻り願います。

第2表は債務負担行為補正でございます。

1の追加でございますが、新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター業務につきましては、本年3月中に設置するコールセンターにおいて、新年度4月から9月まで継続して設置する必要がありますことから、限度額の範囲において債務の負担を行うものでございます。

報告案件に係る私からの説明は以上でございます。

当該補正によりまして、新型コロナウイルスワクチン接種が円滑に実施できますよう、職員一丸となって対応してまいります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○川又照雄議長 説明は終わりました。

日程第4 議案第1号ないし議案第15号

○川又照雄議長 次、日程第4、議案第1号常陸太田市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正について、議案第2号常陸太田市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、議案第3号常陸太田市財産の交換・譲与・無償対応等に関する条例の一部改正について、議案第4号常陸太田市国民健康保険条例の一部改正について、議案第5号常陸太田市介護保険条例の一部改正について、議案第6号指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理について、議案第7号常陸太田市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第8号常陸太田市火災予防条例の一部改正について、議案第9号常陸太田市公民館の設置及び管理等に関する条例の一部改正について、議案第10号常陸太田市地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第11号常陸太田市ふるさと歴史民俗伝承館の設置及び管理に関する条例等の廃止について、議案第12号常陸太田市梨木平山村広場の設置及び管理に関する条例の廃止について、議案第13号常陸太田市里美カントリー牧場、里美温泉保養センター及び総合交流ターミナルに係る指定管理者の指定について、議案第14号常陸太田市デジタル防災行政無線（同報系）システム整備工事請負契約について、議案第15号常陸太田市道路線の廃止について、以上15件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

〔宮田達夫副市長 登壇〕

○宮田達夫副市長 提案者に代わりまして、ご説明いたします。

議案書の15ページをお開き願います。

議案第1号は、常陸太田市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正についてでございます。

提案理由でございますが、「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に基づき、市職員を特定法人に派遣するに当たり必要な事項を定めるため、本条例の一部改正を行

うものでございます。

内容につきましては、改正が多岐にわたりますことから、お配りいたしました資料によりご説明いたします。

恐れ入りますが、A3横長の資料、令和3年第1回市議会定例会議案第1号資料、常陸太田市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正概要をご覧ください。

1は、当市における派遣の現状でございます。本市におきましては、法律に基づき、図1のとおり、社会福祉法人常陸太田市社会福祉協議会に再任用職員1名、公益社団法人常陸太田市シルバー人材センターに再任用職員1名、一般社団法人常陸太田市観光物産協会に職員2名と再任用職員1名、一般財団法人里美ふるさと振興公社に職員1名と再任用職員2名をそれぞれ派遣し、各公益法人における業務の支援、市関連施策の推進を行っております。

2は、改正の目的及び内容でございます。これまでの公益的法人に加え、今回新たに、特定法人に職員を派遣できるよう改正を行うものでございます。図2にございますとおり、株式会社水府振興公社及び常陸太田産業振興株式会社を特定法人と定め、法人の基盤強化及び市との連携強化を図り、市関連施策の推進を目指すものでございます。

なお、特定法人の要件につきましては、表1に記載のとおり、法律第10条において、①として市が出資している株式会社、②として法人の業務が地域の振興、住民の生活の向上、その他公益の増進に寄与するもの、③といたしましては、市の事務または事業と密接な関係を有する者と定められておまして、今回追加する2法人は、それぞれ要件に合致するものでございます。

右ページをご覧ください。

3は、条文等の改正内容でございます。

(1)は、条文の改正でございますが、第1条は趣旨でございます。特定法人への退職派遣に関し必要な事項を定めた条項3件の引用を追加いたしました。

法第10条第1項は、特定法人の定義及び市職員の市への復帰について定め、法第10条第2項は、派遣先法人における報酬、勤務条件、業務内容等についての合意事項を条例で規定する旨を定め、法第12条第1項は、職員の復帰時における処遇等について、他の職員と均衡を保つ旨を追加いたしました。

(2)は、条文の追加でございます。現行の第8条を第16条に繰り下げ、新たに第8条から第15条を追加するものでございます。

第8条は、派遣ができる法人について定義をいたしました。先ほどご説明した左ページ、表1を要件としております。

第9条は、派遣ができない職員について列挙いたしました。①の臨時的任用職員から⑥の公営企業の職員までを定めております。

第10条は、派遣職員の任期満了以外の復帰についてでございます。①の法人での役職を失った場合から、⑥の市の業務において復帰が必要な場合までを定めております。

第11条は、職員の復帰を認めない場合でございます。派遣中に懲戒免職に該当する違反をした場合を定めております。

恐れ入りますが、資料の裏面をご覧ください。

第12条は、法人と市における勤務条件等の合意事項でございます。福利厚生、業務従事状況の連絡事項等を定める旨を規定しております。

第13条は、職員が復帰した際の給与条例第24条第1項の適用について規定をしております。これは、派遣中に休職となった職員が市に復帰し、引き続き休職した場合に、派遣中の業務を公務とみなし、復帰後の休職期間の給与について支給することを定めております。

第14条は、職員の復帰時の処遇についてでございます。職員が復帰した際に、職務の級、給与月額等について、他の職員と比較し不利益とならないよう調整するものでございます。

第15条は、職員の法人での処遇及び復帰した際の処遇の状況等を市長に報告することを定めております。

4は、施行期日でございますが、本条例は公布の日から施行するものでございます。

議案第1号は以上でございます。

恐れ入りますが、議案書にお戻り願います。

23ページをお開き願います。23ページでございます。

議案第2号は、常陸太田市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてでございます。

提案理由でございますが、常陸太田市特別職の職員で常勤のものの給与の調整措置について見直すため、本条例の一部改正を行うものでございます。

内容につきましては、24ページをお開き願います。

条例の本文でございます。3行目でございますが、附則第3項中「当分の間」を「令和3年5月21日までの間」に改めるものでございます。これは、市長、副市長及び教育長の給料月額につきまして、平成18年4月より100分の5に当たる額を減じておりましたが、今回、市長の任期満了に伴い、給与の調整措置を廃止するものでございます。

附則でございますが、本条例は公布の日から施行するものでございます。

なお、当該措置に合わせて、規則において実施しておりました一般職員の管理職手当の100分の10に当たる額の減額措置につきましても、本条例の改正に伴い、令和3年5月をもって終了させていただく予定でございます。

議案第2号は以上でございます。

続きまして、26ページをお開き願います。

議案第3号は、常陸太田市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正についてでございます。

提案理由でございますが、市有財産の譲与または減額譲渡ができる対象範囲を拡大するため、本条例の一部改正を行うものでございます。

内容につきましては、新旧対照表にてご説明いたします。

28ページをお開き願います。

第3条は、普通財産の譲与または減額譲渡ができる場合を規定した条項でございます。第5号

の次に、「地方自治法」第260条の2第1項の規定により認可を受けた地縁による団体、いわゆる町会でございますが、集会場やその他の普通財産を町会に譲渡するときを第6号として追加するものでございます。

背景といたしまして、公共施設再配置に伴う市有財産の町会等からの取得移行に伴い、地域活動の活性化と市有財産の有効活用を図るため、全国の動向も踏まえ、条件を追加するものでございます。

恐れ入りますが、27ページにお戻り願います。

附則でございますが、本条例は4月1日から施行するものでございます。

議案第3号は以上でございます。

続きまして、29ページをお開き願います。

議案第4号は、常陸太田市国民健康保険条例の一部改正についてでございます。

提案理由でございますが、「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」が本年2月3日に公布され、その一部が同年2月13日から施行されたことに伴い、本条例の一部改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、30ページをお開き願います。

条例本文でございます。

本市では、傷病手当金の対象となる新型コロナウイルス感染症の定義を「新型インフルエンザ等対策特別措置法」附則第1条の2により規定しておりましたが、同法の一部改正により附則が削除されたため、本文の6行目でございますが、「中国からの世界保健機関に報告されたコロナウイルスである感染症」と具体的に書き下ろしたものでございます。なお、傷病手当金の支給内容につきましては、変更はございません。

附則でございますが、本条例は公布の日から施行するものでございます。

議案第4号は以上でございます。

続きまして、32ページをお開き願います。

議案第5号は、常陸太田市介護保険条例の一部改正についてでございます。

提案理由でございますが、「介護保険法」に基づき介護保険事業計画を見直し、保険料率を定めたため、本条例の一部改正を行うものでございます。

内容につきましては、新旧対照表にてご説明いたします。

恐れ入りますが、34ページをお開き願います。

第5条は、保険料率を定める期間でございますが、「介護保険法」で規定する、3年を1期とする介護保険事業計画が本年度で満了いたしますことから、第1項を、表中右側現行の「平成30年度から令和2年度まで」を、改正案左側「令和3年度から令和5年度まで」に改めるものでございます。

同条第2項から、次のページ第4項までにつきましては、保険料率の軽減規定でございます。軽減する期間を、それぞれ右側、現行の「令和2年度」を、左側改正案「令和3年度から令和5年度までの各年度」に改めるものでございます。

なお、令和3年度から令和5年度までの第8期計画における介護保険料基準額につきましては、現在の月額5,290円から440円の増が見込まれるところでございますが、介護給付費支払準備基金から約3億円を充当することにより、介護保険料は、料率は据置きとすることといたしました。

恐れ入りますが、33ページにお戻り願います。

附則でございますが、本条例は本年4月1日から施行いたします。

経過措置でございますが、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例とするものでございます。

議案第5号は以上でございます。

続きまして、36ページをお開き願います。

議案第6号は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理についてでございます。

提案理由でございますが、同省令が本年1月25日に公布され、その一部が4月1日から施行されることに伴い、関係条例の整理を行うものでございます。

国の省令改正に伴い、改正が必要となる本市の関係条例は4つございます。内容につきましては、改正内容が多岐にわたるため、本日お配りしてありますA3横長の資料、令和3年第1回市議会定例会議案第6号資料にてご説明いたします。

1は、改正の背景でございます。図1をご覧ください。国においては、居宅サービス等の事業の人員、設備、運営に関する基準を厚生労働省令第9号において定めておりますが、本省令は、社会の実態やサービスの変化などに伴い、定期的な改正がなされております。

図中、Aの囲みをご覧ください。改正は、社会保障審議会介護給付分科会において審議され、今回は、公正・中立性など、制度のさらなる適正化に向け、感染症対策や大規模な自然災害等への対策、虐待やハラスメント対策など、高齢者を取り巻く社会環境の変化に対応するため、13項目にわたり介護サービス事業の基準が見直されました。

これらの改正に伴い、本市におきましては、下段の囲みでございますが、第1条関係から第4条関係の4本を本条例により整理するものでございます。

2は、改正条例の内容でございますが、第1条関係は、常陸太田市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正でございます。

第2章、基本方針でございますが、第4条に第5項と第6項を新たに追加いたしました。

第5項は、利用者の人権を擁護することや、利用者に対する虐待を防止するための必要な体制を整備すること、従業者に対する研修を実施することなどを事業者に義務づける内容となっております。なお、本項は事業の基本方針という位置づけの規定でございますが、具体的な内容は、右側の1ページ1段目、第4章の第33条虐待の防止の項目にございますとおり、①虐待防止対策を検討する委員会を開催すること、②虐待防止に関する指針を整備すること、③定期的に虐待防止のための研修を実施すること、④虐待防止の担当者を設置することを新たに規定いたしました。

恐れ入りますが、左ページにお戻り願います。

次に、第4条第6項でございますが、利用者サービスの向上のため、事業者において、国が介護保険に関する情報を収集し、取りまとめたシステムを有効活用することを求めるものでございます。

※印でございますが、第2条、第3条、第4条関係の条例につきましても、同様の改正を行うものでございます。

次に、第3章は、人員に関する基準でございます。第6条第2項は、これまで事業所の管理者は、主任介護支援専門員でなければならないとしておりましたが、管理者の長期療養や急な退職など、やむを得ない理由がある場合には、主任以外の介護支援専門員を管理者とすることを可能とするものでございます。

第4章は、運営に関する基準で、第7条は、内容及び手続の説明及び同意でございます。第2項を拡充し、利用者に対する事前説明について義務化したものでございます。ケアマネジメントの公正・中立性を図る観点から、①でございますが、事業所が作成したケアプランの総数のうち、右側の表1でございますが、訪問介護、通所介護、福祉用具対応、地域密着型通所介護の4つのサービスがケアプラン総数に占める割合を、②でございますが、同一の事業所から提供されたサービスの利用回数が占める割合を、それぞれ利用者に説明し、理解を得ることを事業者には義務づけるものでございます。

第16条は、指定居宅介護支援の具体的取扱い方針でございます。

第9号は拡充で、感染症対策として、テレビ電話装置などを活用してサービス担当者会議を行うことを可能とするものでございます。

第21号は新設で、ケアプラン作成の適正化を目的に、事業者が作成したケアプランを市が点検、検証することを可能とするもので、利用者の意向や状態に合ったケアプランの作成を推進するものでございます。

第21条は、運営規定に関する項目で、第6号として、虐待防止のための措置を講ずる事項を新たに追加いたしました。

第22条は、勤務体制の確保に関する項目で、第5項に事業者に対しハラスメント対策を義務づける内容を新たに追加したものでございます。

右ページをご覧ください。

同章第23条は、業務継続計画の策定などについて新たに追加をいたしました。感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に必要な介護サービスが途切れることのないよう、①業務の継続に向けた計画を策定すること、②策定した計画を定期的に見直し、必要に応じ計画の変更を行うこと、③災害などに備えた訓練や研修を実施することなどを事業者には義務づけるものでございます。

第26条は、感染症の予防及び蔓延防止のための措置について、新たに追加をいたしました。

①感染症対策を検討する委員会を開催すること、②感染症防止に関する指針を整備すること、③感染症予防のための訓練や研修を実施することなど、必要な措置を事業者には義務づけるものでござ

ざいます。

第27条は、掲示に関する項目でございます。第2項に、運営規程などの重要事項を事業所内で掲示するだけでなく、利用者がいつでも閲覧することができるよう、クリアファイル等を備え置くことを可能とする取扱いを新たに追加いたしました。

第33条は、先ほど説明いたしましたので省略いたします。

※印でございますが、第2条関係につきましても、第7条第2項、第16条第21号を除きまして、同様の改正を行うものでございます。

第6章は雑則でございます。

第38条に、電磁的記録等の項目を新たに追加いたしました。事業者が使用する書類、書面などの保存や交付等について、デジタルデータの活用など、電磁的な記録での保存や交付を可能とするもので、表2にございますとおり、書面や電磁的記録について、その適用する範囲を明確化したものでございます。

※印でございますが、第2条関係につきましても同様の改正を行うものでございます。

最後は、附則の追加でございます。

管理者に係る経過措置でございます。

第6条第2項において、事業所の管理者は主任介護支援専門員でなければならないと規定されておりますが、令和9年3月31日までの間は、介護支援専門員とすることができる規定といたしました。

3は、附則でございます。

本条例は、本年4月1日から施行するものでございます。ただし、第1条関係、第16条第21号の市によるケアプランの点検検証の措置は、事業者に対し準備期間を設けるため、本年10月1日からの適用といたします。

第2項から第4項につきましては、ご覧の条例の各条項において、これまでの義務規定から努力義務に改めるものでございます。

最終行の※印でございますが、これらの措置につきましては、令和6年3月31日までの経過措置とするものでございます。

議案第6号は以上でございます。

恐れ入りますが、議案書にお戻り願います。

68ページをお開き願います。

議案第7号は、常陸太田市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。

提案理由でございますが、「復興庁設置法等の一部を改正する法律」が昨年6月12日に公布され、本年4月1日から施行されること及び市営住宅の一部を用途廃止したことに伴い、本条例の一部改正を行うものでございます。

内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたします。

恐れ入りますが、70ページをお開き願います。

まず、「復興庁設置法等の一部を改正する法律」の施行による改正でございます。

右側、現行の欄をご覧ください。

第7条第3項に記載がございます「東日本大震災復興特別区域法」第20条は、東日本大震災の特定被災区域からの被災者の入居要件を緩和するものでございます。

被災者については、本年3月11日までの定めでございますので、同条の廃止に伴い、左側改正案のとおり、削除するものでございます。

続きまして、市営住宅の用途廃止による改正でございます。

中段の別表第1の表中に記載がございます、幡町団地1を15戸から12戸に、幡町団地2を18戸から13戸に、稲木町団地1を13戸から9戸に、稲木町団地2を12戸から10戸に、稲木町団地3を6戸から5戸に、松平団地1を16戸から10戸に、合わせまして21戸減するものでございます。

恐れ入りますが、69ページにお戻り願います。

附則でございますが、本条例は本年4月1日から施行するものでございます。

なお、市営住宅につきましては、今後も常陸太田市公共施設等再配置計画に基づき、適切に管理を行ってまいります。

議案第7号は以上でございます。

続きまして、72ページをお開き願います。

議案第8号は、常陸太田市火災予防条例の一部改正についてでございます。

提案理由でございますが、「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令」が昨年8月27日に公布され、本年4月1日から施行されることに伴い、本条例の一部改正を行うものでございます。

内容につきましては、改正内容が多岐にわたりますので、お手元に配付をいたしましたA3横長の資料、令和3年第1回市議会定例会議案第8号資料、常陸太田市火災予防条例の一部を改正する条例の概要によりご説明いたします。

1は、改正の背景でございます。電気自動車等の普及拡大による車載電池の大容量化に伴い、短時間での充電を可能とする出力50キロワットを超える急速充電設備の需要が増加したことにより、出力上限を拡大するとともに、新たな規制を追加するものでございます。

図1をご覧ください。現行では20キロワットを超え、50キロワット以下は急速充電設備として規制され、50キロワットを超える設備は変電設備として規制されておりましたが、改正により、火災予防上の所要の規定を整備するものでございます。

2は、条例の改正内容でございます。(1)は、急速充電設備の位置、構造及び管理の基準の改正でございます。

①にございます図2をご覧ください。急速充電設備の出力の上限を現行の20キロワットを超え50キロワット以下から、改正案の20キロワットを超え200キロワット以下へ拡大するものでございます。

②は、出力上限の拡大に伴い、火災予防上の対策として、新たに追加、改正された細目ござ

います。

表1をご覧ください。まず、新たに追加された細目でございます。

第1号は、50キロワットを超える機器本体の設置位置でございます。隣接する建物からの延焼を防止するため、3メートル以上の離隔とするものでございます。

第13号は、コネクタの落下防止でございます。充電操作中にコネクタが落下し、損傷することによる出火事故を防止するため、落下防止措置を講ずることを定めるものでございます。

第14号は、充電用ケーブルの発熱防止でございます。充電用ケーブルには冷却液が用いられておりますが、液漏れにより内部基盤等の機器に影響を与えない構造とすることや、冷却液の流量、温度の異常を検知し、自動停止させる措置を講ずることを定めるものでございます。

第15号は、複数の電気自動車に充電する際の開閉器に関するものでございます。開閉器の異常を自動的に検知、停止させる措置を講ずることを定めるものでございます。

右ページをご覧ください。こちらは、改正された細目でございます。

第16号は、蓄電池を内蔵する設備に関するもので、現行は「異常な高温となった場合に自動停止させる」としてありますが、改正案では、「異常な高温に加え、低温や制御機能の異常を検知した場合」を追加する内容でございます。

図3は、改正案の内容及び用語を図にいたしましたので、後ほどご覧おき願います。

(2)は、火を使用する設備等の設置の届出への追加でございます。

図4をご覧ください。急速充電設備は、現に届出は不要でしたが、改正案では、出力50キロワットを超えるものについて届出を要するものでございます。

(3)その他の改正部分につきましては、本改正に伴う引用条文の整理、条項のずれ、文言の整理でございます。

3は、附則でございます。本条例は、本年4月1日から施行するものでございます。

また、経過措置でございますが、本条例の施行の際、現に設置され、また、設置の工事がなされているものについては、なお従前の例によるものといたします。

議案第8号は以上でございます。

恐れ入りますが、議案書にお戻り願います。80ページをお開き願います。

議案第9号から89ページの議案第12号までの4議案につきましては、本市の公共施設の設置及び管理に関する条例の一部改正及び廃止についてでございます。

内容につきましては、本日お手元に配付をいたしました資料により、一括してご説明いたします。

恐れ入りますが、A4横長の資料、令和3年第1回市議会定例会議案第9号から議案第12号資料、公共施設の設置及び管理に関する条例の一部改正等に関する資料をご覧ください。

1は、一部改正でございます。議案第9号及び議案第10号は、新たなコミュニティの設立に伴う条例の一部改正でございます。

議案第9号は、常陸太田市公民館の設置及び管理等に関する条例の一部改正についてでございます。

提案理由でございますが、新たな地域コミュニティの設立により、公民館事業を同組織へ移行することに伴い、山田公民館を廃止するため、本条例の一部改正を行うものでございます。

改正条例の内容でございますが、現行の第2条第2項の表中、山田公民館の項を削除するものでございます。

議案第10号は、常陸太田市地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。

提案理由でございますが、山田コミュニティの設立に伴い、山田地域交流センターを設置するため、本条例の一部改正を行うものでございます。

改正条例の内容でございますが、現行の第3条の表中に、常陸太田市山田地域交流センターを加えるものでございます。

附則でございますが、両条例は、本年4月1日から施行するものでございます。

2は、廃止でございます。

議案第11号及び議案第12号は、公共施設等再配置計画の推進に基づき、条例を廃止するものでございます。

議案第11号は、常陸太田市ふるさと歴史民俗伝承館の設置及び管理に関する条例等の廃止についてでございます。

提案理由でございますが、常陸太田市ふるさと歴史民俗伝承館、常陸太田市梨木平工芸の森及び常陸太田市西金砂杜の湯を用途廃止することに伴い、関係条例を廃止するものでございます。

廃止条例の内容でございますが、1号と3号につきましては、施設を解体することに伴い、2号につきましては、春友手づくり工芸センターへ陶芸機能を集約したことに伴い廃止するものでございます。

附則でございますが、本条例は公布の日から施行することとし、常陸太田市重要な公の施設に関する条例から3施設を削除するものでございます。

議案第12号は、常陸太田市梨木平山村広場の設置及び管理に関する条例の廃止についてでございます。

提案理由でございますが、常陸太田市梨木平山村広場を用途廃止することに伴い、本条例を廃止するものでございます。

附則でございますが、本条例は公布の日から施行することとし、常陸太田市公共施設の暴力団等排除に関する条例から、廃止する施設の項を削除するものでございます。

議案第9号から議案第12号につきましては、以上でございます。

恐れ入りますが、議案書にお戻り願います。90ページをお開き願います。

議案第13号は、常陸太田市里美カントリー牧場、里美温泉保養センター及び総合交流ターミナルに係る指定管理者の指定についてでございます。

提案理由でございますが、「地方自治法」第244条の2第6項の規定により指定管理者を指定するため、議会の議決をお願いするものでございます。

当該施設につきましては、里美カントリー牧場内に新たにオートキャンプ場を整備しましたこ

とから、設置及び管理に関する条例の一部改正を昨年12月議会に上程し、ご承認をいただいた関係から、設管条例の改正後、本年1月に指定管理者選定委員会を開催し、本定例会に新たに上程するものでございます。

内容につきましては、お配りいたしました資料によりご説明いたします。

お手元の資料、令和3年第1回市議会定例会議案第13号資料、常陸太田市里美カントリー牧場、里美温泉保養センター及び総合交流ターミナルに係る指定管理者の指定についてをご覧願います。

1は、事業者募集の状況でございます。

表中、施設名に記載のとおり、公の施設3か所につきまして、1者の指定を行うものでございます。

募集方法につきましては、地域の団体の特性を生かすことで、より事業効果が期待できるものと認められますことから、非公募といたしました。

指定管理予定者の選定につきましては、1月12日に指定管理者選定委員会を開催し、審査基準にございます、ご覧の5項目の基準により審議、選定したところでございます。

2は、指定管理予定者の概要等でございます。

一般財団法人里美ふるさと振興公社を指定管理予定者とするものでございます。

指定期間につきましては、施設の維持管理とソフト事業を一体的に実施する施設のため、5年間とする施設ではございますが、同公社は、平成29年に策定した経営健全化計画に基づき事業を実施しているため、経営状況注視の観点から、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間としてございます。

参考といたしまして、指定管理予定者の主な実績及び財政状況について記載してございますので、後ほどご覧おき願います。

議案第13号は以上でございます。

恐れ入りますが、議案書にお戻り願います。91ページをお開き願います。

議案第14号は、常陸太田市デジタル防災無線（同報系）システム整備工事請負契約についてでございます。

防災行政無線のデジタル化に伴う同報系システム整備工事について請負契約を締結するため、「地方自治法」第96条第1項第5号の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

2の契約の方法は、公募型プロポーザル方式により選定した業者との随意契約でございます。

3の契約の金額は、16億1,260万円。

4の契約の相手方は、水戸市宮町1丁目2番4号、日本電気株式会社茨城支店支店長木村久でございます。

92ページをお開き願います。

工事の概要でございます。

1の施工期間は、令和2年度から令和7年度まで。

2の工事内容、及び3の工程でございますが、①の電波調査を本年度から実施し、②の親局設置工事から⑥の戸別受信機の配布まで、順次整備するものでございます。

議案第14号は以上でございます。

続きまして、93ページをお開き願います。

議案第15号は、常陸太田市道路線の廃止についてでございます。

提案理由でございますが、現在認定をしております市道において、形式上認定基準は満たしてはいるものの、道路としての利用がない路線、もしくは調査の結果、道路の現況がない路線等を廃止するため、「道路法」第10条第3項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

94ページをお開き願います。

今回廃止を予定しております市道の一覧表でございます。

市道1056号線から112ページの市道里8-8224号線までの242路線の現地確認の結果、墓地や山林への連絡路や農地等への作業用道路、その他限定的な利用状況で一般の交通の用に供していない道路であることを確認いたしました。

また、市道路線としての廃止後は、法定外道路として市が管理していくことにつきまして、地元への説明を行った上で「道路法」の適用から除外するため、市道路線の廃止を行うものでございます。

今回の市道路線の廃止により、道路幅員1.8メートル以下の利用がない路線等は廃止が完了いたします。来年度につきましては、調査対象となる道路幅員を2.5メートル以下に引き上げての調査を予定しております。

なお、廃止する市道路線の位置図と廃止図を作成してございます。各会派及び無会派に1冊ずつ配付いたしましたので、後ほどご覧おき願います。

提出議案に係る私からの説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

日程第5 議案第16号ないし議案第19号

○川又照雄議長 次、日程第5、議案第16号令和2年度常陸太田市一般会計補正予算（第8号）について、議案第17号令和2年度常陸太田市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について、議案第18号令和2年度常陸太田市介護保険特別会計補正予算（第3号）について、議案第19号令和2年度常陸太田市下水道事業等会計補正予算（第3号）について、以上4件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

〔宮田達夫副市長 登壇〕

○宮田達夫副市長 提案者に代わりまして、ご説明いたします。

恐れ入りますが、別冊横長の議案書、令和3年第1回常陸太田市議会定例会補正予算書をご覧願います。1枚おめくり願います。

議案第16号は、令和2年度常陸太田市一般会計補正予算（第8号）でございます。

1ページをお開き願います。

第1条で、歳入歳出予算の総額からそれぞれ4億1,312万5,000円を減額し、総額を32億7,050万9,000円とするものでございます。

第2条で繰越明許費の設定、第3条で債務負担行為の補正、第4条で地方債の補正を行っております。

主な内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

恐れ入りますが、13ページをお開き願います。

歳入でございます。

3段目の14款1項5目商工使用料の補正につきましては、竜神大吊橋使用料について、渡橋者数が当初見込みより約11万5,000人減りましたことから、3,091万1,000円を減額するものでございます。

4段目の15款1項2目衛生費国庫補助金のうち、右側、説明の欄2行目、新型コロナウイルスワクチン接種事業費負担金、及び、次の14ページをお開きいただきまして、同款2項3目衛生費国庫補助金のうち、右側説明の欄2行目、同ワクチン接種体制確保事業費補助金の補正につきましては、歳出予算において補正をいたします同事業費の財源として、合わせまして1億7,605万2,000円を追加するものでございます。

恐れ入りますが、最上段にお戻り願います。

款項目節の記載はございませんが、15款2項1目総務費国庫補助金1節総務管理費補助金でございます。

右側、説明の欄、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の補正につきましては、充当事業費の確定に伴い7,634万円を減額するものでございます。

なお、当該交付金につきましては、活用が可能である本年度当初予算へ充当するほか、感染症の影響により執行を見送った事業予算を流用して、公共施設へ配備する空気清浄機等の購入費用として活用するもので、減額する7,634万円につきましては、国へ返還するものではございません。

同款同項4目土木費国庫補助金の補正につきましては、補助額の確定により、合わせまして6,616万1,000円を減額するものでございます。

2つ下がりにまして、同款同項6目教育費国庫補助金のうち、1節小学校費補助金の右側、説明の欄1行目、学校施設環境改善交付金の補正につきましては、本市が要望しておりました久米小学校の大規模改修及び空調設備並びに佐竹小学校の空調設備の補助について、本年2月16日付で国から内示があったことに伴い追加するものでございます。

下段の16款1項県負担金から、15ページ下段の同款3項委託金にかけましての補正につきましては、歳出予算の増減や補助金の確定によるものでございます。

16ページをお開き願います。

3段目の19款2項1目財政調整基金繰入金の補正でございますが、市道整備や交流センター

ふじの空調設備改修等の事業費確定などにより5,086万6,000円を減額するものでございます。

同款同項2目減債基金繰入金の補正につきましては、本年度当初予算において、財政調整基金からの繰入額の抑制を目的に、減債基金を公債費の財源として活用したところでございますが、財政調整基金と同様に、各事業費の確定などにより4億427万2,000円を減額するものでございます。

最下段の21款4項3目雑入のうち、1節消防団員退職報償金受入金の補正につきましては、団員の退職金の財源として、消防団員等公務災害補償等共済基金からの報奨金582万5,000円を追加するものでございます。

17ページをご覧ください。

下段の22款1項5目過疎対策事業債でございますが、右側説明の欄3行目、運動公園整備事業債の補正につきましては、大里運動公園野球場の防球ネット整備事業費の確定によりまして2,500万円を減額するものでございます。

同じく6目合併特例事業債の補正につきましては、新宿天神林線及び市道0139号線整備事業費並びに東部地区開発事業費の確定に伴い、合わせまして1億5,350万円を減額するものでございます。

同じく8目教育債の補正につきましては、小学校の大規模改修等事業の財源といたしまして、1億2,350万円を追加するものでございます。

同じく9目減収補填債1億300万円の補正でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、地方消費税交付金など国からの各種交付金が減額となりますことから、これを補填する財源として、本市が借り入れるものでございます。

なお、当該借入れの償還金に対しましては、75%から100%の範囲で地方交付税措置が見込まれております。

歳入は以上でございます。

18ページからは歳出でございますが、今回の補正につきましては、国補助金の採択や各事業の内容、数量等の確定、あるいは契約差金などが主な内容でございますので、大きく増減するものを中心にご説明いたします。

19ページをご覧ください。

款項目の記載はございませんが、上段は、2款1項1目一般管理費でございます。

17節備品購入費の補正につきましては、国が進める脱炭素社会の実現を推進するため、新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金を活用し、老朽化した公用車を電気自動車へ更新する費用としまして408万5,000円を追加するものでございます。

同様に、電気自動車の更新費用といたしまして、恐れ入りますが、23ページをお開きいただき、下段の2款2項1目税務総務費の17節備品購入費、26ページをお開きいただき、上段の1段目は款項目の記載はございませんが、3款1項2目老人福祉費の17節備品購入費、さらに28ページをお開きいただき、上段の1段目は款項目の記載はございませんが、3款3項1目生

活保護総務費の17節備品購入費，合わせまして1,274万1,000円を追加するものでございます。購入する電気自動車4台につきましては，税務課，水府地域振興課，社会福祉課，高齢福祉課に配備いたします。

恐れ入りますが，22ページにお戻り願います。

款項の記載はございませんが，2款1項総務管理費でございます。13目地域振興費のうち，7節報償費の補正につきましては，地域おこし協力隊の採用が見込みよりも少なかったことから，896万円を減額するものでございます。

同款同項14目交通対策費のうち，18節負担金，補助及び交付金，右側，説明の欄最下段，路線バス支援金の補正につきましては，新型コロナウイルス感染症の影響による自治体間移動の減少に伴い，減収が著しい市内路線バス事業者に支援金を支給するため，1,000万円を追加するものでございます。

23ページをご覧ください。

上段は款項目の記載はございませんが，2款1項15目諸費でございます。

18節負担金，補助及び交付金の補正につきましては，新婚家庭家賃助成や民間賃貸住宅建築助成などの定住促進助成件数が見込みよりも少なかったことにより，合わせまして1,916万6,000円を減額するものでございます。

同じく22節償還金利子及び割引料の補正につきましては，子ども・子育て支援事業の令和元年度事業費確定に伴い，国県支出金の精算返還金として，合わせまして1,784万3,000円を追加するものでございます。

24ページをお開き願います。

2段目の2款3項1目戸籍住民基本台帳費のうち，12節委託料及び17節備品購入費の補正につきましては，マイナンバーカードを利用して，本庁舎及び各支所においてもコンビニ交付と同様に，端末操作で各証明書の自動作成ができるらくらく窓口証明書交付サービスを導入する費用として，合わせまして204万2,000円を追加するものでございます。当該サービスの導入により接触機会の低減を図ることで，新型コロナウイルス感染症に対する窓口の安全安心の向上を図ってまいります。

25ページをご覧ください。

下段の3款1項1目社会福祉総務費のうち，24節積立金の補正につきましては，市の福祉向上を願う市民からの寄附があったことに伴い，200万8,000円を追加するものでございます。

恐れ入りますが，28ページをお開き願います。

下段の4款1項2目予防費の補正につきましては，新型コロナウイルスワクチン接種委託料及び接種体制の確保に要する費用として，各費目合わせて1億7,805万2,000円を追加するものでございます。

7節報償費のうち，右側説明の欄1行目，医師等報償費の補正につきましては，集団接種における医師及び看護師に対する報償費として1,820万円を，同じく右側説明の欄2行目，同ワクチン接種協力謝金の補正につきましては，集団接種に参加，協力し，かつ個別接種を実施する市

内の各医療機関に対する謝金として1,800万円を追加するものでございます。

29ページをご覧ください。

12節委託料のうち、右側説明の欄4行目、同ワクチン接種委託料の補正につきましては、個別接種を希望すると推計される市民2万5,409人の2回分の接種委託料として、1億1,678万9,000円を追加するものでございます。

同じく13節使用料及び賃借料の補正につきましては、集団接種における市民送迎用バス等の借上料として435万1,000円を追加するものでございます。

同じく18節負担金、補助及び交付金の補正につきましては、市医師会において、医師割当て等の連絡調整事務が発生いたしますことから、事業推進協力金として200万円を追加するものでございます。

恐れ入りますが、31ページをお開き願います。

中段の4款2項2目塵芥処理費の補正につきましては、発電費用の減により、清掃センター等の電気料金が安価となったことに伴い2,100万円を減額するものでございます。

32ページをお開き願います。

1段目は、款項目の記載はございませんが、5款1項3目農業振興費でございます。

18節負担金、補助及び交付金のうち、右側説明の欄、補助金の4行目、機構集積協力金交付事業費の補正につきましては、小目地区で実施しております農地中間管理事業において、集約に参加する農家が増えたことに伴い、協力金215万1,000円を追加するものでございます。

34ページをお開き願います。

1段目は、款項目節の記載はございませんが、6款1項2目商工振興費18節負担金、補助及び交付金でございます。右側、説明の欄1行目、新型コロナウイルス感染症対策貸付金負担金につきましては、中小企業等における雇用の維持や事業継続への支援金でございますが、利用貸付けが見込みよりも少なかったことにより1,650万円を減額するものでございます。

同じく右側説明の欄、支援金の1行目、新型コロナウイルス対策支援金及び3行目の緊急家賃支援の補正につきましては、国の給付金の対象とならない市内中小企業、個人事業者に対する支援金でございますが、こちらの利用も見込みよりも少なかったことにより、合わせまして5,295万円を減額するものでございます。

同款同項4目観光費のうち、12節委託料、右側説明の欄2行目、県北教育旅行推進事業委託料の補正につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、教育旅行の受入れができなかったことに伴い1,514万8,000円を減額するものでございます。

同じく18節負担金、補助及び交付金のうち、右側、説明の欄、補助金の最下段、各種イベント開催の補正につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、昨年秋以降開催予定だったイベントを中止したことに伴い1,213万6,000円を減額するものでございます。

35ページをご覧ください。

中段の7款1項1目土木総務費のうち、18節負担金、補助及び交付金の右側、説明の欄、負担金の県急傾斜地帯対策事業費の補正につきましては、県が実施する急傾斜地崩落防止工事費が

追加となったことに伴い、本市負担金として250万円を追加するものでございます。

下段の7款2項3目道路新設改良費の補正につきましては、国の交付額の確定や用地交渉における未同意等により、合わせまして2億100万3,000円を減額するものでございます。

37ページをお開き願います。

款項の記載はございませんが、8款1項消防費でございます。

2目非常備消防費のうち、7節報償費の補正につきましては、消防団員の退職報償費が見込みよりも増えましたことに伴い、582万5,000円を追加するものでございます。

39ページをお開き願います。

下段の9款2項1目学校管理費のうち、14節工事請負費2億1,216万3,000円の補正につきましては、久米小学校の大規模改修及び空調設備並びに佐竹小学校の空調設備に係る費用として追加するものでございます。

少し飛びまして、43ページをお開き願います。

上段は、款項の記載はございませんが、9款5項社会教育費でございます。

8目社会教育施設費のうち、14節工事請負費、右側、説明の欄1行目、施設補修工事の補正につきましては、交流センターふじの空調設備工事費が確定したことに伴い3,138万5,000円を減額するものでございます。

45ページをお開き願います。

下段の11款公債費の補正につきましては、借入額及び借入利率の確定により990万9,000円を減額するものでございます。

歳出は以上でございます。

恐れ入りますが、5ページにお戻り願います。

第2表は、繰越明許費でございます。

関係機関との調整に日時を要したものの、物品購入に当たり納品までに日時を要するもの、さらには、国補助の採択に伴い新年度事業として実施するものなど、1行目の電気自動車購入事業から、8ページ最終行の道路橋梁災害復旧事業までの合計47事業を、それぞれの金額において翌年度に繰り越すものでございます。

9ページをご覧ください。

第3表は、債務負担行為補正でございます。

1の追加でございますが、1行目の道の駅ひたちおた及び4行目の水府竜神観光施設ほかの指定管理業務の追加につきましては、平成30年12月及び令和元年12月議会で既に債務負担を設定しておりますが、指定管理者の組織強化を図るため、市職員を派遣することに伴い、人件費相当額を指定管理料に上乘せするため、債務負担行為を追加するものでございます。

また、同欄2行目の物産センターこめ工房及び3行目の西金砂湯けむりの里につきましては、これまで一括して指定管理業務を行っておりましたが、物産センターこめ工房は販売流通対策課、西金砂湯けむりの里は観光振興課にそれぞれ業務を振り分けたため、分離して追加するものでございます。なお、物産センターこめ工房の指定管理料につきましては、これまでゼロとしており

ましたが、令和3年度からの指定管理者を公募するに当たり、これまでの収支状況を精査し、新たに指定管理料として200万円の債務負担行為を設定するものでございます。また、同様に西金砂湯けむりの里指定管理料につきましても、これまでゼロとしておりましたが、収支状況を精査し、新たに指定管理料として1,890万円の債務負担行為を設定するものでございます。

2の廃止でございますが、ただいま説明をいたしました物産センターこめ工房及び西金砂湯けむりの里を、1において追加することに伴い廃止するものでございます。

戻りまして、1の追加の最終行でございます里美温泉保養センターほか指定管理業務につきましては、当該施設の設置管理条例の見直しに伴い、指定が今議会にずれ込みましたため、新たに追加するものでございます。

3の変更でございますが、防災行政無線同報系デジタル化推進整備工事について、本年度プロポーザルを実施し、事業者から5か年にわたる詳細な計画の提出を受け、精査をしました結果、総事業費が大幅に減額したことに伴い、限度額を減額するものでございます。

10ページをお開き願います。

第4表は、地方債補正でございます。

1の追加につきましては、ご覧の3事業を追加するものでございます。なお、起債の方法、利率償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

2の変更でございますが、起債対象事業費の確定により、限度額合計を、左側の24億440万6,000円から、右側の22億2,150万6,000円に減額するものでございます。

議案第16号は以上でございます。

続きまして、議案第17号は、令和2年度常陸太田市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）でございます。

1ページをお開き願います。

第1条で、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1億8,517万4,000円を減額し、総額を52億9,989万6,000円とするものでございます。

主な補正内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

恐れ入りますが、6ページをお開き願います。

歳入でございます。

上段の4款1項1目保険給付費等交付金の補正につきましては、今回の歳出予算の減額補正に伴い、1億7,025万6,000円を減額するものでございます。

2段目の6款1項1目一般会計繰入金の補正につきましては、国の負担金等の確定により、1節保険基盤安定繰入金68万6,000円を減額、4節財政安定化支援事業繰入金251万5,000円を増額し、歳出予算の減額補正により2節職員給与費等繰入金40万円、出生数の減少により3節出産育児一時金等繰入金560万円を減額するものでございます。

3段目の6款2項1目支払準備基金繰入金の補正につきましては、歳入歳出予算調整による減額でございます。

歳入は以上でございます。

7ページをご覧ください。

歳出でございます。

上段の1款1項1目一般管理費の補正につきましては、結核及び精神病に係る療養給付費が高額である場合に交付される特別調整交付金が今年度は見込まれませんことから、申請のための調査業務に係る委託料385万円を減額するものでございます。

2段目の同款2項2目賦課徴収費の補正のうち、10節需用費及び12節委託料につきましては、入札差金により、合わせまして69万1,000円を、11節役務費につきましては、納税通知書の送付時に同封するパンフレットの軽量化に伴い、郵便料40万円を減額するものでございます。

3段目の同款3項1目運営協議会費の補正につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により予定されていた委員研修会を中止したことなどにより、22万7,000円を減額するものでございます。

下から2段目の2款1項1目一般被保険者療養給付費の補正につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う受診控えなどにより保険給付費が減少しておりますことから、1億7,000万円を減額するものでございます。

最下段から8ページにかけての2款3項出産育児諸費の補正につきましては、出生数の減少により、計840万4,000円を減額するものでございます。

8ページをご覧ください。

2段目の3款1項2目清算納付分の補正につきましては、令和元年度退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の精算により、115万4,000円を追加するものでございます。

3段目の5款1項2目健康増進費の補正につきましては、がん検診の未受診者が当初見込みよりも少ないことから、受診勧奨に係る経費25万6,000円を減額するものでございます。

最下段の同款2項1目特定健康診査等事業費の補正につきましては、新型コロナウイルスの影響により、医療機関健診等の受診者が見込みよりも少ないことから250万円を減額するものでございます。

議案第17号は以上でございます。

続きまして、議案第18号は、令和2年度常陸太田市介護保険特別会計補正予算（第3号）でございます。

1ページをお開き願います。

第1条で、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,116万6,000円を減額し、総額を60億4,330万9,000円とするものでございます。

主な補正内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

恐れ入りますが、6ページをお開き願います。

歳入でございます。

上段の3款国庫支出金から最下段の5款県支出金までの補正につきましては、介護給付費及び介護予防に係る地域支援事業費の減額に伴い、合わせまして412万円を減額するものでござい

ます。

7ページをご覧ください。

上段の6款1項1目利子及び配当金につきましては、支払準備基金積立金利子の確定により、8万3,000円を増額するものでございます。

2段目の7款1項1目介護給付費繰入金から、同項3目地域支援事業繰入金までの補正につきましては、介護給付費及び介護予防に係る地域支援事業費の減額に伴い、合わせまして96万9,000円を減額するものでございます。

同項5目その他一般会計繰入金につきましては、介護認定審査会費の算出見込額が減額となりますことから、731万8,000円を減ずるものでございます。

歳入は以上でございます。

8ページをお開き願います。

歳出でございます。

上段の1款3項介護認定審査会費の補正につきましては、会計年度任用職員の退職等に伴い、人件費など731万8,000円を減額するものでございます。

2段目の2款1項1目居宅介護サービス費の補正につきましては、12月までのサービスの実績から、今後、3月末までに見込まれる費用を推計し、3,986万円を減額するものでございます。

同項2目施設介護サービス給付費の補正につきましては、介護老人福祉施設など施設の利用が伸びておりますことから、5,285万円を増額するものでございます。

同項3目地域密着型介護サービス給付費及び9ページ上段の同款2目地域密着型介護予防サービス給付費の補正につきましては、グループホーム等におけるサービスでございますが、12月までの各サービスの実績から、今後、3月末までに見込まれる費用を推計し、合わせまして2,066万円を減額するものでございます。

2段目の同款6項1目特定入所者介護サービス費の補正につきましては、介護老人福祉施設など、施設入居者で所得の低い方に対し、住居費と食費を軽減するサービスでございますが、対象となる方が増えておりますので、291万円を増額するものでございます。

3段目の4款1項2目包括的支援事業費の補正につきましては、地域包括支援センターの職員が退職したことに伴い、委託料200万円を減額するものでございます。

同項3目12節委託料のうち、右側、説明の欄2行目、食の自立支援事業委託料につきましては、独り暮らしの高齢者の安否確認を兼ねて夕食を届けるサービスでございますが、利用者が増えておりますことから、3,861食分、308万9,000円を増額するものでございます。

最下段の4款2項2目一般介護予防事業費の補正につきましては、新型コロナウイルスの影響により介護予防事業を縮小したため、事業に要する費用、合計183万7,000円を減額するものでございます。

10ページをお開き願います。

下段の6款1項1目支払準備基金積立金の補正につきましては、積立金の利子及び保険給付費

等の減額に伴う第1号被保険者の保険料の余剰額を積み立てるものでございます。

補正予算に係る私からの説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○川又照雄議長 上下水道部長。

〔畠山卓也上下水道部長 登壇〕

○畠山卓也上下水道部長 議案第19号につきまして、提案者に代わりまして、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、別冊横長の議案書、令和3年第1回常陸太田市議会定例会補正予算書の議案第19号のページをお開き願います。

議案第19号は、令和2年度常陸太田市下水道事業等会計補正予算（第3号）でございます。

1ページをお開き願います。

第1条は、総則でございます。

第2条は、収益的収入及び支出の補正でございます。支出でございますが、第1款第2項の営業外費用につきまして、465万円を追加するものでございます。

第3条は、資本的収入及び支出の補正でございます。補填財源等につきましてはご覧のとおりでございます。収入の第1款第3項の補助金を4,650万円追加し、支出の第1款第1項の建設改良費を2,694万6,000円追加するものでございます。

補正内容の詳細につきましては、補正予算明細書によりご説明申し上げます。

恐れ入りますが、13ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の支出でございます。

1款2項2目1節その他支出の補正につきましては、今回の資本的支出における建設改良費の補正の財源となります国庫補助金に係る消費税相当額といたしまして、465万円を追加するものでございます。

14ページをお開き願います。

資本的収入及び支出の収入でございます。

1款3項1目1節の国庫補助金の補正につきましては、支出予算の補正の財源といたしまして、防災・安全社会資本整備交付金を4,650万円追加するものでございます。

次に、支出でございます。

1款1項2目1節の工事請負費の補正につきましては、国の第3次補正等に伴いまして、国庫補助金の追加交付が見込まれることとなりまして、国や県から補助対象事業の追加実施の要請がありましたため、現在整備を進めております東部土地区画整理事業に伴う下水道整備について、令和3年度に予定しておりました雨水幹線の水路工事の一部を前倒しで実施することといたしまして2,694万6,000円を追加するものでございます。

なお、2ページから12ページに補正予算の説明書がございますので、恐れ入りますが、後ほどご覧おきいただきたいと存じます。

議案第19号につきまして、私からの説明は以上でございます。ご審議のほど、どうぞよろし

くお願い申し上げます。

○川又照雄議長 説明は終わりました。

なお、午前の会議はこの程度にとどめ、午後1時まで休憩といたします。

午後0時05分休憩

午後1時00分再開

○川又照雄議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第6 議案第20号ないし議案第27号

○川又照雄議長 日程第6，議案第20号令和3年度常陸太田市一般会計予算について，議案第21号令和3年度常陸太田市国民健康保険特別会計予算について，議案第22号令和3年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計予算について，議案第23号令和3年度常陸太田市介護保険特別会計予算について，議案第24号令和3年度常陸太田市水道事業会計予算について，議案第25号令和3年度常陸太田市工業用水道事業会計予算について，議案第26号令和3年度常陸太田市簡易水道事業会計予算について，議案第27号令和3年度常陸太田市下水道事業等会計予算について，以上8件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

〔宮田達夫副市長 登壇〕

○宮田達夫副市長 議案第20号から議案第23号までの4件につきまして、提案者に代わりまして、ご説明いたします。

令和3年度常陸太田市予算書をご覧願います。2枚おめくり願います。

議案第20号は、令和3年度常陸太田市一般会計予算でございます。

1枚おめくり願います。3ページでございます。

第1条で歳入歳出予算の総額を247億4,800万円とするものでございます。

第2条で債務負担行為を、第3条で地方債を、第4条は一時借入金の借入最高額を20億円とし、第5条で歳出予算の流用を定めております。

主な内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。恐れ入りますが、17ページをお開き願います。

歳入でございます。

上段の1款1項1目市民税個人につきましては、20億8,162万3,000円といたしました。新型コロナウイルス感染症の影響及び生産年齢人口の減少により減額の見込みとしたものでございます。

下段の同款2項1目固定資産税につきましては、19億5,876万3,000円といたしました。新型コロナウイルス感染症の影響による中小企業等を対象とした税の減免により、減額の見込みとしたものでございます。

少し飛びまして、20ページをお開き願います。

下から2段目の2款地方譲与税から、1枚おめくりいただきまして、22ページ、2段目の10款1項1目地方特例交付金までの各種交付金につきましては、地方財政計画における収支見込みや前年度の実績等を勘案し、合わせまして14億9,026万2,000円を計上いたしました。

3段目の10款2項1目新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金につきましては、個人住民税の特例措置に伴う減収分の補填措置として新たに交付されるもので、5,000万円を計上いたしました。

4段目の11款地方交付税につきましては、90億5,600万円といたしました。地方財政計画における増額計上や、前年度の交付実績を勘案し、右側説明の欄でございますが、普通交付税は77億4,900万円を、特別交付税は13億700万円を見込んだものでございます。

少し飛びまして、26ページをお開き願います。

下段の15款2項3目衛生費国庫補助金の右側説明の欄でございますが、次の27ページの1行目、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金は、ワクチン接種事業の財源として2,732万1,000円を計上いたしました。

同款同項4目土木費国庫補助金の1節道路橋りょう費補助金でございますが、右側説明の欄1行目、社会資本整備総合交付金の防災安全分は、新宿天神林線の整備費の財源として、同じく2行目の補修事業分は、橋りょうの定期点検及び長寿命化工事の財源として、同じく3行目の通常分及び同じく4行目の道整備交付金は、市道0139号線整備費の財源として、合わせまして4億6,478万円を計上いたしました。

同日2節都市計画費補助金の説明の欄3行目、都市構造再編集中支援事業補助金につきましては、東部地区土地区画整理事業地内における道路、公園、調整池等の整備工事費の財源として2億1,000万円を計上いたしました。

少し飛びまして、32ページをお開き願います。

最下段の19款2項1目財政調整基金繰入金につきましては、前年度より2,041万6,000円減の5億2,169万円を計上いたしました。

33ページをご覧ください。

同款同項2目減債基金繰入金につきましては、前年度より5,716万8,000円減の7億1,794万1,000円を計上いたしました。自然災害発生時に財政調整基金の活用が想定されますことから、減債基金を公債費の財源として活用し、財政調整基金からの繰入額を抑制するため、前年並みで計上したものでございます。同項3目まちづくり振興基金繰入金につきましては、昨年12月定例会において議決をいただきました基金の整理において、都市整備事業基金及び土地開発基金を統合し、将来のまちづくり事業の財源として一体的に活用できるようにしたものでございます。これまで同様に市民提案型まちづくり事業の財源とするとともに、東部地区開発事業及び山吹運動公園施設整備事業の財源として1億1,546万7,000円を計上いたしました。同項5目ふるさと水と土保全対策基金繰入金につきましても、基金の整理において取り崩して事業の財源に充当できるようにしたものでございます。農道や水路等の維持管理費の財源としまして868万円を計上いたしました。同項8目里美地区学校建設基金繰入金につきましては、里美小中

学校整備に係る公債費の財源としまして5,084万円を計上いたしました。

2段目の20款繰越金でございますが、昨年度と同額の2億5,000万円を計上いたしました。少し飛びまして、36ページをお開き願います。

下段の22款市債でございます。6目消防債につきましては、右側説明の欄1行目の防災行政無線同報系デジタル化事業及び2行目の茨城消防指令センターコンピューター関連機器更新整備事業の財源として、合わせまして1億8,630万円を計上いたしました。

37ページをご覧ください。

同款同項7目過疎対策事業債につきましては、右側説明の欄3行目の道路橋りょう整備事業債として、和田岩手線等の市道整備を行うほか、各事業の財源として、合わせまして3億4,010万円を計上いたしました。同項8目合併特例事業債につきましては、右側説明の欄1行目の道路橋りょう整備事業債で、市道0139号線整備事業を、2行目の新市街地開発促進事業債で東部地区開発事業を行う財源として、合わせまして6億5,340万円を計上いたしました。

同項9目臨時財政対策債につきましては、前年度より4億円増の10億円といたしました。国の地方財政計画におきまして、令和3年度の資金繰入対策に万全を期すため増額計上されましたことを勘案したものでございます。

最下段の計でございますが、市債全体といたしまして合計22億4,070万円を計上いたしました。

歳入は以上でございます。

続きまして、歳出でございます。

恐れ入りますが、大きく飛びまして、48ページをお開き願います。

上段は、款項目の記載はございませんが、2款1項5目財産管理費でございます。14節工事請負費のうち右側説明の欄1行目の溪流釣り施設休憩所解体工事につきましては、市公共施設等再配置計画に基づき、当該施設を解体する費用として550万円を、2行目の本庁舎駐車場改修及び街灯更新工事につきましては、庁舎長寿命化計画に基づく改修を行う費用として2,679万6,000円を、4行目の分庁舎照明器具改修工事につきましては、照明器具をLED化する費用として1,100万円を計上いたしました。

49ページをご覧ください。

款項目の記載はございませんが、2款1項6目企画費でございます。中ほどの12節委託料でございますが、右側説明の欄1行目、総合計画策定支援業務委託料につきましては、第6次総合計画の後期基本計画を策定する費用として550万円を計上いたしました。

少し飛びまして、57ページをお開き願います。

款項目の記載はございませんが、2款1項15目諸費でございます。中ほどの12節委託料のうち、右側説明の欄7行目、ワーケーション推進事業委託料につきましては、関係人口の拡大と将来的な移住者の増加を図るため、同事業を委託する費用として228万8,000円を計上いたしました。同じくその下のAIマッチングシステム導入委託料及び、次のページをお開きいただき、同目18節負担金、補助及び交付金の右側説明の欄、負担金の下から2行目、AIマッチン

グシステム利用負担金につきましては、成功率の向上を図るため、県のいばらき出会いサポートセンターが構築するAIマッチングシステムと連携する費用として、合わせまして486万8,000円を計上いたしました。

同じく、右側説明の欄、助成金の1行目、新婚家庭家賃助成事業から3行目の民間賃貸住宅建築助成費までにつきましては、引き続き市内定住を促進するため、合わせまして1億2,382万5,000円を計上いたしました。なお、民間賃貸住宅建築助成費につきましては、集合賃貸住宅への助成額及び住環境向上など事業者による提案工事への助成額を増額し、引き続き少子化人口減少対策に取り組んでまいります。同じく、右側説明の欄、最下段の奨励金、次のページ1行目のテレワーク移住につきましては、移住者の増加を図るため、奨励金として90万円を計上いたしました。

恐れ入りますが、大きく飛びまして、72ページをお開き願います。

上段は、款項目節の記載はございませんが、3款1項1目社会福祉総務費12節委託料でございます。右側説明の欄でございますが、子どもの学習生活支援事業委託料につきましては、生活保護世帯等の中学生を対象とした学習支援教室を実施するための費用として346万5,000円を計上いたしました。

少し飛びまして、81ページをお開き願います。

款項目の記載はございませんが、3款2項1目児童福祉費でございます。12節委託料のうち、右側説明の欄の中ほどやや下、ファミリーサポートセンター事業委託料、及びその3行下、子育てすくすくメール業務委託料、並びにその下、助産師派遣業務委託料につきましては、子育て世代包括支援センターを設置し子育てサポート事業を集約することに伴い、各費目から移動したものでございます。

同じく、右側説明の欄、下から3行目、産後ケア事業委託料につきましては、家族等のサポートを受けることができない産婦及びその子が助産師等による必要な支援を受けることのできるよう、17万6,000円を計上いたしました。

少し飛びまして、91ページをお開き願います。

上段は、款項目節の記載はございませんが、4款1項1目保健衛生総務費18節負担金、補助及び交付金でございます。

右側説明の欄、4行目、日立メディカルセンター乳がん検診車整備事業費につきましては、同センターの乳がん検診車を更新する費用の一部を補助するものとして400万円を計上いたしました。

下段の同項2目予防費12節委託料のうち、右側説明の欄4行目、インフルエンザ予防接種委託料につきましては、1歳から18歳を対象としたインフルエンザ予防接種費用を一部助成するものとして1,040万円を計上いたしました。

新型コロナウイルス感染症との同時流行回避を目的に、接種率向上を図るため、助成額を1人当たり1,100円から2,000円に増額いたしました。

同じく、右側説明の欄、下から2行目、コールセンター委託料につきましては、新型コロナウ

イルスワクチン接種を推進するに当たり、市民からの相談や予約受付を行うため、コールセンターを運営する費用として2,732万1,000円を計上いたしました。

少し飛びまして、96ページをお開き願います。

上段は、款項目節の記載はございませんが、4款1項6目環境衛生費18節負担金、補助及び交付金でございます。

右側説明の欄1行目、太陽光発電設備等設置事業費につきましては、再生可能エネルギー機器や省エネルギー機器及びクリーンエネルギー自動車等の普及を図るため、購入費用の一部を補助するものとして2,463万4,000円を計上いたしました。高効率給湯器のさらなる普及を図るため、1台当たりの補助額を6万円から7万2,000円に増額するとともに、災害や危機に強い強靱な脱炭素社会の実現を目指して、電気自動車等、環境への負荷が少ない自動車の購入費用の一部を補助するものでございます。補助対象及び補助額は、電気自動車は1台につき12万円、プラグインハイブリッド自動車は1台につき10万円、高校生等が通学に使用する電動バイクは1台につき3万円といたしました。幅広い年齢層にクリーンエネルギー自動車への転換を促し、普及を推進してまいります。

98ページをお開き願います。

上段は、款項目の記載はございませんが、4款2項1目清掃総務費でございます。12節委託料のうち、右側説明の欄1行目、不法投棄廃棄物除去委託料501万2,000円及び17節備品購入費33万7,000円につきましては、不法投棄が多発する路線を重点路線として監視カメラを設置し、パトロール隊を配置することで、不法投棄の抑制・強化を図るものでございます。

100ページをお開き願います。

上段は、款項目の記載はございませんが、4款2項2目塵芥処理費でございます。24節積立金1億円と利息相当額の4,000円につきましては、本年度長寿命化工事が完了した清掃センターの将来における更新等に備え、持込みごみ手数料と指定ごみ袋代金の一部を基金に積み立てるものでございます。

少し飛びまして、105ページをお開き願います。

款項目の記載はございませんが、5款1項3目農業振興費でございます。

12節委託料のうち、右側説明の欄4行目、農業振興地域整備計画策定業務委託料につきましては、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき農用地の現地調査を行い、より現状に沿った整備計画として見直すため、465万1,000円を計上いたしました。

次の行の観光果樹園誘客アプリ作成業務委託料、及びその下の同アプリ維持管理業務委託料につきましては、観光果樹園へのアクセス方法やオープン状況など、リアルタイムな情報を提供できるアプリを作成する費用として、合わせまして133万1,000円を計上いたしました。

106ページをお開き願います。

款項目節の記載はございませんが、5款1項3目農業振興費の18節負担金、補助及び交付金でございます。右側説明の欄の中ほど、補助金の中央、農耕用免許取得事業費36万円、107ページの右側説明の欄1行目、中古農機購入事業費100万円、同ページ中ほど助成金の2行目、

新規就農者家賃支援事業費24万円,同じく奨励金のUIJターン就農20万円につきましては,地域農業を支える新たな担い手の育成を図るため,新規就農者等を支援してまいります。

少し飛びまして,112ページをお開き願います。

款項目の記載はございませんが,5款2項2目林業振興費でございます。12節委託料のうち右側説明の欄,下から2行目,森林林業木材普及啓発事業委託料につきましては,森林環境譲与税を財源として,市内小中学校に市産木材を使用した学習機の天板を設置する費用として260万8,000円を計上いたしました。令和3年度は里美小・中学校をモデル校として実施いたします。

113ページをご覧ください。

上段は,款項の記載はございませんが,5款2項林業費でございます。3目林業施設費のうち14節工事請負費,右側説明の欄1行目の林道開設改良舗装工事2,089万5,000円,及び16節公有財産購入費260万円につきましては,林道茅根線を整備する費用として計上したものでございます。

同じく18節,負担金,補助及び交付金5,680万円につきましては,県が実施する奥久慈グリーンライン林道整備費用の本市負担金として計上したものでございます。

115ページをお開き願います。

款項の記載はございませんが,6款1項商工費でございます。2目商工振興費のうち,12節委託料,右側説明の欄4行目,東部地区基盤整備検討調査業務委託料につきましては,東部地区開発事業用地に市民ニーズの高い業種の企業誘致や市内事業者の出店を促す施設の整備等を調査検討する費用として1,087万9,000円を計上いたしました。

116ページをお開き願います。

上段は款項目節の記載はございませんが,6款1項2目商工振興費の18節負担金,補助及び交付金でございます。

右側,説明の欄1行目,プレミアム付商品券事業につきましては,市単独のプレミアム付商品券事業を商工会へ補助するものとして1,870万円を計上いたしました。プレミアム率は10%,1万5,000冊を発行するものでございます。同じく,右側説明の欄中ほど,新型コロナウイルス対策事業費につきましては,感染症の影響を受ける市内中小企業者が,コロナ禍においても事業を継続するための新たな取組を支援するものとして550万円を計上いたしました。

119ページをお開き願います。

款項目の記載はございませんが,6款1項4目観光費でございます。14節工事請負費434万9,000円につきましては,市公共施設等再配置計画に基づき,桃源駐車場南側の旧トイレ,及びそば工房の屋外炊事施設を解体する費用として計上いたしました。

少し飛びまして,126ページをお開き願います。

款項の記載はございませんが,7款2項道路橋りょう費でございます。

3目道路新設改良費のうち,12節委託料,右側説明の欄1行目の市道0139号線整備委託料7億1,300万円,2行目の測量調査設計委託料3,831万2,000円のうち1,200万円,

及び同じく13節使用料及び賃借料のうち、右側説明の欄2行目の土地使用料530万円、同じく16節公有財産購入費1,331万7,000円のうち680万円、さらに、21節補償、補填及び賠償金3,850万円のうち400万円につきましては、市道0139号線整備に係る費用として、合わせまして7億4,110万円を計上いたしました。

恐れ入りますが14節工事請負費にお戻り願います。

右側説明の欄1行目、道路新設改良舗装工事につきましては、新宿天神林線、和田岩手線、吹上戸屋下線などの市道整備費用として3億7,280万円を計上いたしました。

同項4目道路橋りょう維持費でございますが、127ページをご覧ください。14節工事請負費のうち、右側説明の欄2行目、橋りょう補修工事につきましては、東日本台風の河川増水により破損した八幡橋及び堰下橋等の維持補修・復旧費用として1億6,097万4,000円を計上いたしました。

128ページをお開き願います。

7款4項1目都市計画総務費でございます。12節委託料のうち、右側説明の欄、次ページの見終行でございますが、東部地区測量調査設計委託料、及び同じく14節工事請負費のうち、右側説明の欄1行目の東部地区道路新設改良舗装工事から4行目の東部地区排水路工事につきましては、東部土地区画整理事業地内の道路、公園、調整池等の公的部分の整備費用として、合わせまして3億3,390万円を計上いたしました。

同じく18節負担金、補助及び交付金のうち、右側説明の欄、負担金の2行目、公共施設管理者負担金につきましては、区画整理事業地内の公園及び道路用地を土地区画整理組合から取得するため1億2,028万円を計上いたしました。

少し飛びまして、133ページをお開き願います。

上段は、款項目の記載はございませんが、7款6項1目住宅管理費でございます。14節工事請負費のうち右側説明の欄2行目の市営住宅解体工事2,865万5,000円、及び同じく21節補償、補填及び賠償金352万円につきましては、市公共施設等再配置計画に基づき、用途廃止の対象となる市営住宅17棟22戸の解体費用及び入居者の移転補償費として計上いたしました。

少し飛びまして、139ページをお開き願います。

款項目の記載はございませんが、1段目は、8款1項3目消防施設費でございます。

14節工事請負費のうち、右側説明の欄1行目、防火水槽整備工事につきましては、大里町地内への整備費用として657万8,000円を計上いたしました。同じく、右側説明の欄2行目、施設解体工事につきましては、市公共施設等再配置計画に基づき、松栄町内の水防倉庫の解体費用として120万3,000円を計上いたしました。同じく、17節備品購入費3,791万6,000円につきましては、南消防署の救急自動車1台分の更新費用として計上いたしました。

140ページをお開き願います。

款項目の記載はございませんが、8款1項5目災害対策費でございます。12節委託料のうち、右側説明の欄1行目、洪水ハザードマップ作成委託料につきましては、水府地区山田川流域の洪水ハザードマップを作成する費用として682万円を計上いたしました。6行目、原子力防災訓

練運営支援業務委託料につきましては、避難計画をより実効性のあるものとするため、住民の広域避難訓練を委託・検証する費用として799万7,000円を計上いたしました。

141ページをご覧ください。

上段の同目14節工事請負費のうち、右側説明の欄1行目、防災行政無線デジタル化整備工事につきましては、1億5,809万2,000円を計上いたしました。令和3年度は本庁舎の親局及び消防本部と各支所の遠隔制御装置並びに高鈴山の中継局等を整備いたします。

少し飛びまして、146ページをお開き願います。

款項目の記載はございませんが、9款2項1目小学校管理費でございます。12節委託料のうち、右側説明の欄3行目の校務支援システム購入構築業務委託料から、次のページの同じく右側説明の欄1行目のICT教育システム機器保守業務委託料、13節使用料及び賃借料のうち、右側説明の欄1行目のソフトウェアライセンス使用料、及び3行目の統合型校務支援システム借上料、並びに最終行の教育用コンピューター借上料につきましては、小学校におけるICTシステムの本格運用に伴い、システム構築・保守・機器借上料等に係る費用として、合わせまして1億1,391万1,000円を計上いたしました。

149ページをお開き願います。

上段は、款項の記載はございませんが、9款2項小学校費でございます。3目学校建設費のうち、14節工事請負費2億4,831万7,000円につきましては、水府小中学校の旧体育館の解体及び校舎体育館周辺の外構並びにグラウンド駐車場の整備工事の費用として計上いたしました。

150ページをお開き願います。

款項目の記載はございませんが、9款3項1目中学校管理費でございます。中学校におきましても、ICTシステム本格運用に伴い、12節委託料のうち、右側説明の欄2行目の校務支援システム導入構築業務委託料、及び次のページ13節使用料及び賃借料のうち、右側説明の欄1行目のソフトウェアライセンス使用料、及び3行目の統合型校務支援システム借上料、並びに最終行の教育用コンピューター借上料、合わせまして6,502万9,000円を計上いたしました。

少し飛びまして、159ページをお開き願います。

款項の記載はございませんが、9款5項社会教育費でございます。3目文化振興費のうち12節委託料、右側説明の欄1行目、埋蔵文化財調査業務委託料につきましては、JT跡地の発掘調査の遺物整理と報告書等を作成する費用として1,892万円を計上いたしました。

少し飛びまして、167ページをお開き願います。

上段は、款項目の記載はございませんが、9款5項8目社会教育施設費でございます。14節工事請負費、右側説明の欄1行目、市民交流センター設備整備工事につきましては、大ホールの舞台機械設備更新等の費用として1億1,168万1,000円を計上いたしました。同じく、右側説明の欄下から2行目、ふるさと歴史民俗伝承館解体工事につきましては、公共施設等再配置計画に基づき当該施設を解体する費用として6,747万4,000円を計上いたしました。

少し飛びまして、171ページをお開き願います。

上段は、款項目の記載はございませんが、9款6項3目学校給食費でございます。14節工事

請負費5,261万3,000円につきましては、学校給食センターの食缶洗浄機改修費用として計上いたしました。

173ページをお開き願います。款項目の記載はございませんが、9款6項4目体育施設費でございます。12節委託料のうち、右側説明の欄中ほどの、新体育館整備工事基本設計委託料から4行下、新体育館整備造成工事測量調査設計委託料までにつきましては、スポーツ施設整備計画に基づき新体育館建設に係る基本設計等の委託料として、合わせまして8,313万円を計上いたしました。

歳出は以上でございます。

恐れ入りますが、10ページにお戻り願います。

第2表は債務負担行為でございます。

債務負担行為を設定する事業はご覧の2事業で、それぞれの期間、限度額により令和2年度に債務の負担を行うものでございます。

11ページをご覧願います。

第3表は地方債でございます。地方債を起こします各事業はご覧の9事業で、限度額を総額2億4,070万円とするものでございます。起債の方法、利率償還の方法につきましては記載のとおりでございます。後ほどご覧おき願います。

議案第20号は以上でございます。

続きまして、議案第21号は、令和3年度常陸太田市国民健康保険特別会計予算でございます。

191ページをお開き願います。

第1条で、歳入歳出予算の総額を52億3,537万7,000円とするものでございます。第2条は、一時借入金の借入最高額を1億5,000万円とし、第3条で、歳出予算の流用を定めております。

主な内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

恐れ入りますが、197ページをお開き願います。

歳入でございます。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税につきましては、被保険者数の減少や新型コロナウイルス感染症の影響により、被保険者の所得が減少することを見込みまして、前年度より4,700万1,000円減の8億4,609万円といたしました。同款同項2目退職被保険者等国民健康保険税につきましては、退職者医療制度は廃止となりましたが、遡及措置の適用により資格を取得する場合を考慮し、1節医療給付費分現年課税分から3節介護納付金分現年課税分までの科目の設定を行いました。4節医療給付費分の滞納繰越分から6節介護納付金分滞納繰越分につきましては、滞納繰越分を見込み計上いたしました。

198ページをお開き願います。

上段の3款1項国庫補助金につきましては、東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故に関して、保険税の減免及び療養給付に係る一部負担金等の減免措置を実施した場合に補助金が交付されることに伴い、災害臨時特例補助金の科目を設定いたしました。

2段目の4款1項1目保険給付費等交付金の1節普通交付金につきましては、給付に要する費用を県から交付されるもので、37億9,911万3,000円を計上いたしました。

同目2節特別交付金につきましては、右側説明の欄にございますように、医療費の適正化や健康づくり等への取組状況に応じて交付される保険者努力支援分や、市の財政状況や特殊要因等に応じて交付される特別調整交付金分等、計4,618万6,000円を計上し、保険給付費等交付金全体で38億4,529万9,000円といたしました。

最下段の6款1項1目一般会計繰入金につきましては、主に法定外繰入である5節その他繰入金金の減により、前年度より1,779万9,000円減の4億724万7,000円を計上いたしました。

199ページをご覧ください。

上段の同款2項1目支払い準備基金繰入金につきましては、前年度より1,096万6,000円増の1億2,951万2,000円といたしました。

最下段から200ページにかけての8款3項雑入につきましては、前年並みの歳入見込額を計上いたしました。

歳入は以上でございます。

続きまして、歳出でございます。

少し飛びまして、204ページをお開き願います。

上段の2款1項2目退職被保険者等療養給付費、及び同項4目退職被保険者等療養費、及び次の205ページ上段の同款2項2目退職被保険者等高額療養費、さらに同項4目退職被保険者等高額介護合算療養費につきましては、退職者医療制度は廃止となりましたが、遡及措置の適用により資格取得者がある場合を考慮し、最小限の予算を計上いたしました。その他204ページから205ページにかけましての2款保険給付費につきましては、それぞれ前年度までの実績等を勘案し計上いたしました。

206ページをお開き願います。

2段目の同款6項傷病手当金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により休業を余儀なくされた従業者への手当として令和2年度に創設されました。今年度はこれまでのところ該当がないものの、新年度は10万円を計上いたしました。

3段目の3款1項医療費給付費分から最下段の同款3項介護納付金までにつきましては、県に支払う納付金を計上いたしました。

207ページをご覧ください。

3段目の5款1項1目保健衛生普及費のうち、18節負担金、補助及び交付金の右側説明の欄、補助金の人間ドック等健診につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により今年度の人間ドック受診者が増加しましたことを勘案し、1,150人分、3,221万9,000円を計上いたしました。同項2目健康増進費につきましては、がん検診未受診者に対し受診勧奨を行い受診率の向上を図るため、69万4,000円を計上いたしました。

最下段の5款2項1目特定健康診査等事業費につきましては、次の208ページをご覧ください。

す。上段の12節委託料のうち、右側説明の欄3行目、特定健康診査業務委託料として、主に集団検診を実施するため、3,700人分、3,422万8,000円を計上いたしました。

議案第21号は以上でございます。

続きまして、議案第22号は、令和3年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計予算でございます。

217ページをお開き願います。

第1条で、歳入歳出の予算の総額を8億4,298万1,000円とするものでございます。

主な内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

恐れ入りますが、222ページをお開き願います。

歳入でございます。

上段の1款1項後期高齢者医療保険料につきましては、茨城県広域連合より示された調定見込額6億4,303万1,000円といたしました。増額の主な理由といたしましては、被保険者1人当たりに係る均等割額の軽減特例の見直しによる増額を見込んだことによるものでございます。

3段目の3款1項一般会計繰入金につきましては、前年度よりも357万3,000円減の1億9,739万3,000円といたしました。減額の理由といたしましては、茨城県後期高齢者医療広域連合より示された負担金見込額による保険基盤安定繰入金が減となったことによるものでございます。

歳入は以上でございます。

続きまして、歳出でございます。

224ページをお開き願います。

上段の1款1項1目一般管理費につきましては、人件費等として1,629万9,000円を、2段目の同款2項徴収費につきましては、事務費として1,142万2,000円を計上いたしました。

最下段の2款1項後期高齢者医療広域連合納付金8億2,298万5,000円につきましては、右側説明の欄1行目、保険料納付金6億4,303万1,000円、2行目、保険基盤安定負担金1億7,995万4,000円を茨城県後期高齢者医療広域連合へ納付するものでございます。前年度よりも803万3,000円の増額となっておりますが、主に均等割額の軽減特例の見直しによる後期高齢者医療保険料納付金の増によるものでございます。

議案第22号は以上でございます。

続きまして、議案第23号は、令和3年度常陸太田市介護保険特別会計予算でございます。

231ページをお開き願います。

第1条で、歳入歳出予算の総額を61億4,214万6,000円とするものでございます。第2条は、一時借入金の借入れの最高額を3億1,000万円とし、第3条で、歳出予算の流用を定めております。

主な内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

恐れ入りますが、238ページをお開き願います。

歳入でございます。

1 款 1 項 1 目第 1 号被保険者保険料につきましては、6 5 歳以上の介護保険料でございますが、被保険者数の増加が見込まれますことから、前年度より3, 6 7 9 万9, 0 0 0 円増の1 1 億5, 8 2 8 万円を計上いたしました。

3 段目の 3 款 1 項国庫負担金から、恐れ入りますが、1 枚おめくりいただきまして、2 4 0 ページ上段の 5 款 3 項県補助金までは、国及び支払い基金並びに県からの支出金でございますが、介護給付費及び地域支援事業費に対するそれぞれの補助率等から、合計 3 9 億2, 2 5 6 万7, 0 0 0 円を計上いたしました。

3 段目の 7 款 1 項一般会計繰入金につきましては、介護給付費や地域支援事業費、低所得者保険料軽減負担金、職員給与及び事務費等に係る一般会計からの繰入金として、合計 9 億9, 4 6 6 万7, 0 0 0 円を計上いたしました。

最下段、同款 2 項基金繰入金につきましては、支払い準備基金から2, 1 4 9 万1, 0 0 0 円を繰り入れるものでございます。

歳入は以上でございます。

2 4 2 ページをお開き願います。

歳出でございます。

1 款 1 項総務管理費から、恐れ入りますが、1 枚おめくりいただきまして、2 4 4 ページ、2 段目の同款 4 項趣旨普及費まででございますが、職員や介護認定審査会委員等の人件費、事務費等を合わせまして合計 1 億5, 7 3 8 万1, 0 0 0 円を計上いたしました。

最下段の 2 款 1 項介護サービス等諸費から、1 枚おめくりいただきまして、2 4 7 ページ、2 段目の同款 6 項特定入所者介護サービス等費までの保険給付費につきましては、前年度の実績額を勘案し、合わせまして1 億3, 6 1 7 万8, 0 0 0 円増の 5 6 億9, 1 1 3 万円を計上いたしました。

最下段の 4 款 1 項 2 目包括的支援事業費につきましては、恐れ入りますが、次の 2 4 8 ページをお開き願います。

1 2 節委託料のうち、右側説明の欄 1 行目、包括的支援事業委託料5, 6 7 0 万円につきましては、高齢者の介護・医療など、生活に関するあらゆる相談に対応する地域包括支援センターの業務を社会福祉協議会に委託するものでございます。同欄 2 行目、生活支援コーディネーター委託料2, 2 4 6 万円につきましては、地域における高齢者の日常生活の支援体制の充実及び強化を目的とし、生活支援業務を社会福祉協議会に委託するものでございます。同款同項 3 目任意事業費につきましては、これまでの実績による件数等を勘案し5, 2 5 7 万7, 0 0 0 円を計上いたしました。1 2 節委託料のうち、右側説明の欄 2 行目、食の自立支援事業委託料3, 9 7 4 万4, 0 0 0 円につきましては、6 5 歳以上のひとり暮らし高齢者、もしくは高齢者のみの世帯の方に安否確認を兼ね夕食を届ける配食サービス、4 万9, 6 8 0 食分でございます。

2 4 9 ページをご覧ください。

2 段目の 4 款 2 項 1 目介護予防・生活支援サービス事業費のうち、1 8 節負担金、補助及び交付金、右側説明の欄 1 行目、サービス事業費でございますが、要支援 1・2 の方の訪問サービス及び通所サービスに係る費用5, 8 5 1 万3, 0 0 0 円を計上し、それぞれ各介護サービス事業者に

対し国保連合会を經由して支払うものでございます。同款同項 2 目一般介護予防事業費につきましては、1,583万2,000円を計上いたしました。12節委託料1,292万3,000円につきましては、右側説明の欄にございます在宅高齢者の健康寿命を延伸するために、シルバーリハビリ体操、水中運動教室、栄養改善口腔機能向上事業を、1枚おめくりいただきまして、右側説明の欄 1 行目、スクエアステップ教室などの介護予防事業を社会福祉協議会等に委託するものでございます。

新年度予算に係る私からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○川又照雄議長 上下水道部長。

〔畠山卓也上下水道部長 登壇〕

○畠山卓也上下水道部長 議案第 24 号から議案第 27 号までの 4 件につきまして、提案者に代わりましてご説明申し上げます。

令和 3 年度常陸太田市公営企業会計予算書をご覧ください。2 枚おめくり願います。

議案第 24 号は、令和 3 年度常陸太田市水道事業会計予算でございます。

1 枚おめくり願います。1 ページでございます。

第 1 条は、総則でございます。

第 2 条は、業務の予定量でございますが、近年の給水人口や水需要の実績などを勘案いたしまして、給水戸数につきましては 1 万 8,663 戸、年間総給水量は 454 万 7,919 立方メートル、1 日平均給水量は 1 万 2,460 立方メートルといたしました。また、主要な建設改良事業につきましては、3 億 9,992 万 3,000 円といたしました。

第 3 条は、収益的収入及び支出の予定額でございます。収入につきましては、第 1 款水道事業収益合計で 11 億 8,048 万 2,000 円といたしました。支出でございますが、第 1 款水道事業費用合計で 11 億 6,266 万 2,000 円といたしました。

第 4 条は、資本的収入及び支出の予定額でございます。補填財源につきましてはご覧のとおりでございます。収入につきましては、第 1 款資本的収入合計で 2 億 8,624 万 7,000 円といたしました。

2 ページをお開き願います。

支出でございますが、第 1 款資本的支出合計で 8 億 3,180 万円といたしました。

第 5 条は、債務負担行為でございます。瑞龍浄水場送水ポンプ設備更新工事につきまして、起債の期間、限度額におきまして債務の負担を行うものでございます。

第 6 条は、企業債でございます。水道事業において限度額を 2 億 2,540 万円とするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりでございます。後ほどご覧おき願います。

第 7 条は、一時借入金の限度額を 5,000 万円と定め、第 8 条で、予定支出の各項の経費の金額の流用を定めております。

3 ページをご覧ください。

第9条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費を、第10条は、他会計からの補助金の金額を2,688万1,000円と定め、第11条で、棚卸資産購入限度額を1,157万1,000円と定めております。

予算の主な内容につきましては、予算明細書によりご説明いたします。

恐れ入りますが、33ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の収入でございます。

1款1項1目1節の水道料金につきましては、10億3,060万3,000円といたしました。前年度と比較し199万9,000円の減となっておりますが、給水人口の減少等により水需要も減少傾向にあります中、これまでの実績などを勘案しまして減額の見込みとしたものでございます。

34ページをお開き願います。

款項の記載はございませんが、上段の1款2項2目1節の一般会計補助金につきましては、未給水地域解消事業の企業債利子相当額分や赤字補填分など、合計で前年度より2,076万4,000円減の2,688万1,000円といたしました。

35ページをご覧ください。支出でございます。

1款1項1目の原水及び浄水費につきましては、各浄水場と取水関連施設の維持管理経費といたしまして、合計2億4,608万円を計上いたしました。施設浸水対策基本設計委託が終了したことや、竜神ダム管理費負担金の減などによりまして、前年度と比較いたしますと1,450万5,000円の減でございます。

36ページをお開き願います。

款項の記載はございませんが、下段の1款1項2目の配水及び給水費につきましては、総配水ポンプ場、配水管、量水器などの維持管理経費といたしまして、合計1億4,202万2,000円を計上いたしました。水道ビジョン策定業務委託の終了などによりまして、前年度と比較いたしますと191万2,000円の減でございます。

38ページをお開き願います。

款項の記載はございませんが、下段の1款1項3目の総係費につきましては、職員の人件費や事務的な管理経費といたしまして、合計1億3,517万8,000円を計上いたしました。このたびの上下水道部の事務所移転に伴いまして市民の皆様に不便をかけないように料金関係の窓口を本庁舎へ新設いたしますことから、業務システムのパソコンやプリンターなどを増台とするため、その保守費用やリース料が増額となりますことなどによりまして、前年度と比較いたしますと1,019万4,000円の増でございます。

40ページをお開き願います。

款項の記載はございませんが、中段の1款2項の営業外費用につきましては、支払い利息や消費税及び地方消費税など前年度より925万3,000円減の1億3,256万7,000円を計上いたしました。

41ページをご覧ください。資本的収入及び支出の収入でございます。

1 款 1 項 1 目の企業債につきましては、瑞龍浄水場送水ポンプ設備更新工事など、建設改良費の財源に充てるため、2 億 2,540 万円を借り入れるものといたしました。

その下の 1 款 2 項の工事負担金につきましては、配水管布設替に伴う消火栓設置負担金、また、東部土地区画整理事業に伴う配水管布設工事負担金といたしまして、合計 3,074 万 7,000 円を計上いたしました。

また、その下の 1 款 3 項の出資金につきましては、地方公営企業繰出基準に基づく一般会計からの繰入金といたしまして、総配水管の相互連絡管等の整備事業費の 2 分の 1 となります 3,010 万円を計上いたしました。

4 2 ページをお開き願います。支出でございます。

1 款 1 項 1 目の上水道拡張費につきましては、9,918 万 7,000 円といたしました。水道水の安定供給を図るため、田渡送水ポンプ場へ自家発電設備を整備するための詳細設計委託料、東部土地区画整理事業に伴う配水管新設工事費などを計上いたしました。

また、その下の 1 款 1 項 2 目の上水道改良費につきましては、2 億 9,870 万 5,000 円といたしました。久米浄水場より大野浄水場区域に水道水を供給できるようにするため、岩手増圧ポンプ場の更新設計委託料、老朽化しました瑞龍浄水場の送水ポンプ設備更新工事費などを計上いたしました。

なお、5 ページから 3 2 ページに予算に関する説明書がございますので、後ほどご覧おきいただきたいと存じます。

議案第 2 4 号につきましては、以上でございます。

続きまして、議案第 2 5 号は令和 3 年度常陸太田市工業用水道事業会計予算でございます。

4 3 ページをお開き願います。

第 1 条は、総則でございます。

第 2 条は、業務の予定量でございますが、前年度の実績や事業所への聞き取り調査の結果などを勘案いたしまして、給水事業所数につきましては 4 社、年間総給水量は 8 4 万 7 9 0 立方メートル、1 日平均給水量は 2,304 立方メートルといたしました。

第 3 条は、収益的収入及び支出の予定額でございます。収入につきましては、第 1 款工業用水道事業収益合計で 1 億 2 2 5 万円といたしました。支出でございますが、第 1 款工業用水道事業費用合計で 1 億 3 3 2 万 6,000 円といたしました。

第 4 条は、資本的収入及び支出の予定額でございます。

補填財源につきましてはご覧のとおりでございます。支出につきましては、第 1 款資本的支出合計で 1,383 万 3,000 円といたしました。

4 4 ページをお開き願います。

第 5 条は、一時借入金の限度額を 1,000 万円と定め、第 6 条で、予定支出の各項の経費の金額の流用を、第 7 条で、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を、第 8 条で、他会計からの補助金の金額を 3,100 万円と定めております。

予算の主な内容につきましては、予算明細書によりご説明いたします。

恐れ入りますが、70ページをお開き願います。

資本的収入及び支出の収入でございます。

1款1項1目1節の水道料金につきましては、前年度の実績や事業所への聞き取り調査の結果などを勘案いたしまして、前年度同額の5,229万3,000円といたしました。

また、その2段下の1款2項2目1節の一般会計補助金につきましては、地方公営企業繰出基準に基づく経営戦略の策定に要します経費分や、赤字補填分といたしまして、合計で前年度より161万1,000円減の3,100万円といたしました。

71ページをご覧ください。支出でございます。

1款1項1目の原水及び浄水費につきましては、浄水場等取水関連施設の維持管理経費といたしまして、合計3,086万6,000円を計上いたしました。竜神ダム管理費負担金の減などによりまして、前年度と比較いたしますと345万円の減でございます。

下段の1款1項2目の配水及び給水費につきましては、宮の郷工業団地へ水を供給するための取水施設及び配水池などの維持管理経費といたしまして、合計1,143万8,000円を計上いたしました。施設浸水対策基本設計業務委託の終了などによりまして、前年度と比較いたしますと111万円の減でございます。

72ページをお開き願います。

款項の記載はございませんが、下段の1款1項3目の総係費につきましては、職員の人件費や事務的な管理経費といたしまして、合計2,632万8,000円を計上いたしました。経営戦略を策定するための支援業務委託料の増などによりまして、前年度と比較いたしますと307万3,000円の増でございます。

73ページをご覧ください。

款項の記載はございませんが、中段の1款2項の営業外費用につきましては、支払い利息や消費税及び地方消費税など前年度より206万2,000円増の413万3,000円を計上いたしました。

75ページをお開き願います。資本的収入及び支出の支出でございます。

1款1項1目の企業債償還金につきましては、これまで建設改良費等の財源といたしまして借り入れました企業債の元金償還といたしまして1,383万3,000円を計上したものでございます。

なお、45ページから69ページに予算に関する説明書がございますので、後ほどご覧おきいただきたいと存じます。

議案第25号につきましては、以上でございます。

続きまして、議案第26号は令和3年度常陸太田市簡易水道事業会計予算でございます。

77ページをお開き願います。

第1条は、総則でございます。

第2条は、業務の予定量でございますが、近年の給水人口や水需要の実績などを勘案いたしまして、給水戸数につきましては3,286戸、年間総給水量は67万3,691立方メートル、1日

平均給水量は1,846立方メートルといたしました。

また、主要な建設改良事業につきましては、2億3,933万2,000円といたしました。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額でございます。

収入につきましては、第1款簡易水道事業収益合計で3億9,426万1,000円といたしました。

支出でございますが、第1款簡易水道事業費用合計で4億132万6,000円といたしました。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額でございます。

補填財源につきましてはご覧のとおりでございます。収入につきましては第1款資本的収入合計で2億6,680万7,000円といたしました。

78ページをお開き願います。

支出でございますが、第1款資本的支出合計で2億9,042万5,000円といたしました。

第5条は、企業債でございます。簡易水道事業において限度額を1億3,060万円、過疎対策事業において限度額を1億670万円とするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりでございます。後ほどご覧おき願います。

第6条は、一時借入金の限度額を5,000万円と定め、第7条で、予定支出の各項の経費の金額の流用を、第8条で、議会の議決を経なければ流用することができない経費を、第9条で、他会計からの補助金の金額を1億8,478万1,000円と定めております。

79ページをご覧願います。

第10条は、棚卸資産購入限度額を792万6,000円と定めております。

予算の主な内容につきましては、予算明細書によりご説明いたします。

恐れ入りますが、104ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の収入でございます。

1款1項1目1節の水道料金につきましては、1億341万4,000円といたしました。前年度と比較し94万7,000円の減となっておりますが、給水人口の減少等により水需要も減少傾向にあります中、これまでの実績などを勘案いたしまして減額の見込みとしたものでございます。

下段の1款2項2目1節の一般会計補助金につきましては、地方公営企業繰出基準に基づく企業債元利償還相当額分や赤字補填分など、合計で前年度より6,281万円増の1億8,478万1,000円といたしました。

106ページをご覧願います。

支出でございます。

1款1項1目の原水及び浄水費につきましては、各浄水場と取水関連施設の維持管理経費といたしまして、合計1億934万9,000円を計上いたしました。

水府南部浄水場の転倒ゲート油圧シリンダー交換修繕など、老朽化しました各施設の設備修繕費の増などによりまして、前年度と比較いたしますと2,736万6,000円の増でございます。

107ページをご覧願います。

款項の記載はございませんが、下段の1款1項2目の配水及び給水費につきましては、送配水

ポンプ場配水管，量水器などの維持管理経費といたしまして，合計7,737万4,000円を計上いたしました。里美地区における8年に1回の量水器の法定取替えに伴います委託料や修繕費の増などによりまして，前年度と比較いたしますと4,879万6,000円の増でございます。

108ページをお開き願います。

款項の記載はございませんが，下段の1款1項3目の総係費につきましては，職員の人件費や事務的な管理経費といたしまして合計2,707万4,000円を計上いたしました。人件費につきまして，前年度は全て総係費で計上していたものを，令和3年度については，適切に1目の原水及び浄水費や2目の配水及び給水費へ振り分けをしたことによりまして，前年度と比較いたしますと1,193万2,000円の減でございます。

110ページをご覧ください。

款項の記載はございませんが，中段の1款2項の営業外費用につきましては，支払利息や消費税及び地方消費税など，前年度より139万5,000円増の1,740万2,000円を計上いたしました。

111ページをご覧ください。

資本的収入及び支出の収入でございます。

1款1項1目の企業債につきましては，（仮称）北沢トンネル工事に合わせて整備いたします送配水管新設工事や配水池造成工事など建設改良費の財源に充てるため2億3,730万円を借り入れるものといたしました。

また，その下の1款2項の出資金につきましては，地方公営企業繰出基準に基づく一般会計からの繰入金といたしまして，これまで借り入れました企業債の元金償還の一部となります2,950万7,000円を計上いたしました。

112ページをお開き願います。支出でございます。

1款1項1目の簡易水道拡張費につきましては，1億4,747万7,000円といたしました。水運用の効率化を図りますため，（仮称）北沢トンネル工事に合わせて整備いたします送配水管新設工事費や，配水池造成工事費を計上いたしました。

また，その下の1款1項2目の簡易水道改良費につきましては，9,116万8,000円といたしました。安全安心な水道水を安定供給するため，水府南部浄水場の薬品注入設備の更新工事費や配水管布設工事費などを計上いたしました。

なお，81ページから103ページに予算に関する説明書がございますので，後ほどご覧おきいただきたいと存じます。

議案第26号につきましては，以上でございます。

続きまして，議案第27号は，令和3年度常陸太田市下水道事業等会計予算でございます。

113ページをお開き願います。

第1条は，総則でございます。

第2条，は業務の予定量でございますが，近年の有収水量の実績などを勘案いたしまして，年間総有収水量につきましては261万397立方メートル，1日平均有収水量は7,152立方メ

ートルといたしました。また、主要な建設改良事業につきましては7億154万9,000円といたしました。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額でございます。収入につきましては、第1款下水道事業等収益合計で18億9,602万8,000円といたしました。支出でございますが、第1款下水道事業等費用合計で15億8,572万6,000円といたしました。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額でございます。補填財源につきましてはご覧のとおりでございます。収入につきましては第1款資本的収入合計で11億2,515万4,000円といたしました。

114ページをお開き願います。

支出でございますが、第1款資本的支出合計で13億171万2,000円といたしました。

第5条は、企業債でございます。公共下水道事業において限度額を3億9,170万円、流域下水道事業において限度額を1,110万円、特定地域生活排水処理施設事業において限度額を6,740万円とするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりでございます。後ほどご覧おき願います。

第6条は、一時借入金の限度額を7億5,000万円と定め、第7条で、予定支出の各項の経費の金額の流用を、第8条で、議会の議決を経なければ流用することができない経費を定めております。

115ページをご覧願います。

第9条は、他会計からの補助金の金額を8億8,329万1,000円と定めております。

予算の主な内容につきましては予算明細書によりご説明いたします。

恐れ入りますが、144ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の収入でございます。

1款1項1目1節の下水道使用料につきましては、4億2,425万7,000円といたしました。前年度と比較し433万2,000円の減となっておりますが、給水人口の減少等による水需要の減少傾向にあります中、これまでの有収水量の実績などを勘案いたしまして減額の見込みとしたものでございます。

その下の1款1項2目の雨水処理負担金につきましては、地方公営企業繰出基準に基づく一般会計からの繰入金といたしまして、雨水処理に要します経費の一部となります5,020万8,000円を計上いたしました。

下段の1款2項2目1節の一般会計補助金につきましては、地方公営企業繰出基準に基づく企業債の元利償還相当額分や赤字補填分など、合計で前年度より6,892万2,000円増の8億8,329万1,000円といたしました。

また、その下の1款2項3目1節の国庫補助金につきましては、支出予算の農業集落排水施設最適整備構想策定委託の財源といたしまして、農業集落排水事業費交付金400万円を計上いたしました。

146ページをお開き願います。

支出でございます。

1 款 1 項 1 目の管渠費につきましては、管渠の修繕や雨水幹線の清掃など、管渠施設の維持管理経費といたしまして、合計 1 億 3,441 万 8,000 円を計上いたしました。

人件費の一部につきましては、前年度は収益的支出の総係費と資本的支出で計上していたものを、令和 3 年度は適切な管渠費へ計上したことや、施設の老朽化に伴います修繕費の増などによりまして、前年度と比較いたしますと 4,087 万 2,000 円の増でございます。

147 ページをご覧ください。

款項の記載はございませんが、下段の 1 款 1 項 2 目の処理場費につきましては、特定環境保全公共下水道処理施設や農業集落排水施設処理場の維持管理経費といたしまして、合計 2 億 1,563 万円を計上いたしました。管渠費同様、人件費の一部につきましては、前年度は資本的支出で計上していたものを、令和 3 年度は適切に処理場費へ計上したことや、施設の老朽化に伴います修繕費の増などによりまして、前年度と比較いたしますと 100 万 4,000 円の増でございます。

148 ページをお開き願います。

款項の記載はございませんが、下段の 1 款 1 項 3 目の総係費につきましては、職員の人件費や事務的な管理経費といたしまして、合計 5,001 万 3,000 円を計上いたしました。

人件費の一部につきましては、前年度は総係費で計上していたものを、令和 3 年度は適切に 1 目の管渠費へ計上したことなどによりまして、前年度と比較いたしますと 1,636 万 3,000 円の減でございます。

150 ページをお開き願います。

款項の記載はございませんが、上から 2 段目の 1 款 1 項 4 目の流域下水道維持管理負担金につきましては、那珂久慈流域下水道に排出します汚水量に基づき負担します維持管理費負担金といたしまして、1 億 1,872 万 2,000 円を計上いたしました。

また、下段の 1 款 2 項の営業外費用につきましては、支払い利息や消費税及び地方消費税など、前年度より 1,796 万 6,000 円増の 1 億 7,893 万 4,000 円を計上いたしました。

152 ページをお開き願います。

資本的収入及び支出の収入でございます。

1 款 1 項 1 目の企業債につきましては、雨水幹線整備工事費など建設改良費等の財源に充てるため、4 億 7,020 万円を借り入れるものといたしました。

また、その下の 1 款 2 項 1 目の受益者負担金及び分担金につきましては、平成 29 年度から令和 2 年度にかけて整備をいたしました公共下水道と個別合併処理浄化槽に係る受益者負担金といたしまして 1,235 万 9,000 円を計上いたしました。

また、その下の 1 款 3 項 1 目 1 節の一般会計出資金につきましては、地方公営企業繰出基準に基づく一般会計からの繰入金といたしまして、下水道事業債の元金償還相当額分や資本的収支不足の補填分といたしまして、合わせて 4 億 1,566 万円を計上いたしました。

また、その下の 1 款 4 項 1 目 1 節の国庫補助金につきましては、支出予算の各下水道整備の財源といたしまして、社会資本整備総合交付金、防災安全社会資本整備交付金、循環型社会形成推

進交付金，合わせまして2億1,741万3,000円を計上いたしました。

153ページをご覧ください。

支出でございます。

1款1項1目の下水道等拡張費につきましては，6億8,083万8,000円といたしました。常陸太田工業団地に係る下水道の污水管修正設計委託料，東部土地区画整理事業に伴う污水管の詳細設計委託料，常陸太田工業団地と四季の丘はたそめ団地における管路施設工事費，東部土地区画整理事業に係る雨水幹線整備工事費，また，県が施工します那珂久慈流域下水道事業の建設工事に対します流域下水道建設負担金などを計上いたしました。

その下の1款1項2目の下水道等改良費につきましては2,050万4,000円といたしました。特定環境保全公共下水道既設管の布設替工事を行うための管路施設替え修正設計委託料，また，都市計画道路新宿西宮線の建設改良工事に伴います公共下水道の管路施設替工事費を計上いたしました。

なお，117ページから143ページに予算に関する説明書がございますので，後ほどご覧おきいただきたいと存じます。

議案第24号から議案第27号までの公営企業会計予算に係る私からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○川又照雄議長 説明は終わりました。

○川又照雄議長 以上で本日の議事は議了いたしました。

今回は3月4日定刻より本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

午後2時27分散会